



令和6年度

障がい児・障がい者 ガイドブック



古河市





もくじ

障害区分・等級別主要制度・サービス一覧

障がいの表記について……………1

1. 相談に関すること

障害者相談支援事業……………	2
古河市障害者虐待センター……………	3
児童相談所……………	4
福祉相談センター……………	4
障害者なんでも相談室 ……………	5
障害者差別相談室……………	5
発達障害者支援センター……………	6
障害者権利擁護センター……………	6
高次脳機能障害支援センター……………	7
茨城県医療的ケア児支援センター……………	7
精神保健福祉センター……………	7
保健所……………	8
民生委員・児童委員……………	8
障害者相談員……………	9
身体障害者結婚相談所……………	10
県立視覚障害者福祉センター……………	10
県立聴覚障害者福祉センター……………	11
障害者歯科治療センター……………	11
成年後見制度……………	12
成年後見サポートセンターこが……………	12
児童発達支援センターぐるんぱ……………	13
発達相談……………	14
心の健康相談……………	15
いのちの電話相談……………	15
こころのホットライン……………	16

2. 就労に関すること

公共職業安定所……………	17
障害者能力開発訓練……………	17
茨城障害者職業センター ……………	18
障害者就業・生活支援センター……………	18

3. 教育相談

特別支援教育……………	20
発達が気になる子どもの教育相談……………	21
教育・子育て電話相談……………	21

4. 手帳

身体障害者手帳……………	22
療育手帳……………	23
精神障害者保健福祉手帳……………	25

5. 日常生活の援助に関すること

障害福祉サービスのしくみ……………	27
補装具費の給付……………	30
日常生活用具の給付……………	32
小児慢性特定疾患日常生活用具の給付……………	36
福祉用具等貸出事業……………	37
障害者訪問入浴サービス……………	37
日中一時支援事業……………	38
移動支援事業……………	39
地域活動支援センター……………	40
デイスティ「のぞみ」「さんわ」……………	40
意思疎通支援事業……………	41
(手話通訳・要約筆記の派遣)	
広報録音版発行事業……………	42
点字図書・録音図書の貸出……………	42
点字即時情報ネットワーク……………	43

6. 助成・補助等について

重度障害者(児)住宅リフォーム……………	44
福祉タクシー利用料金助成……………	44
重度障害児(者)歯科通院助成……………	45
運転免許取得費用補助……………	46
自動車改造費用補助……………	46
身体障がい者のための運転教習所……………	47
身体障害者補助犬の給付……………	48
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成……………	49
特定教育・保育等の利用者負担額の減免……………	50

7. 年金に関すること

障害基礎年金……………	51
障害厚生年金……………	51



8. 手当てに関すること

特別障害者手当	52
障害児福祉手当	55
在宅心身障害児福祉手当	56
特別児童扶養手当	57
児童扶養手当	58
心身障害者扶養共済制度	59

9. 医療

自立支援医療（精神通院）	60
自立支援医療（更生医療）	62
自立支援医療（育成医療）	64
指定難病患者医療福祉助成金	65
重度障害者（児）医療費助成	65
後期高齢者医療制度への加入	66

10. 税金の減免等について

所得税、市県民税の減免	67
自動車税・自動車取得税の減免	68
その他（事業税、相続税、贈与税、新マル優）	69
住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税減免措置	70

11. 資金貸付制度

生活福祉資金の貸付	71
-----------	----

12. 公共料金その他のサービス

有料道路通行料金の割引	72
JR運賃の割引	73
古河市循環バス運賃減免	73
バス運賃の割引	74
航空運賃の割引	74
タクシー料金の割引	75
自転車駐車場使用料減免	75
NHK受信料の減免	75
郵便料金の割引	76
NTT番号案内料金	76
FAX119	77
NET119	78
携帯電話基本使用料割引	78
県立施設入場料等の減免	79
市施設使用料の減免	80

13. 社会参加の促進

各種団体	81
身障者等用駐車場利用証	83
駐車禁止区域内駐車許可	84
障がいのある人への投票制度	85
障がい者福祉バスの運行	86
障がい者スポーツ大会	86
ハートふれあいフェスティバル	87

14. 各種訓練・教室

ITサポートセンター	88
中途失明者緊急生活訓練	88
山の集い	89
ぎんりん 銀輪の集い	89
結婚に関する相談の集い	89

15. 参考資料

障がい者シンボルマーク	90
-------------	----

障害福祉サービス事業者一覧





～ 障がいの表記について ～

古河市では障がいのある人の思いを大切にし、心のバリアフリーを推進する観点から、原則として、障害の「害」の字を人や人の状態を表す場合はひらがなの「がい」と表記しています。

ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞等についてはそのまま漢字で「害」と表記いたします。



1. 相 談 に 関 す る こ と

障害者相談支援事業

障がいの種類や程度に関わらず、障がいのある人やそのご家族から福祉サービスの利用や権利擁護などの各種相談について、専門的な知識をもった障害者相談支援センター等の職員が相談に応じています。

また、相談内容の解決のために必要があるときは関係機関と連携するなどして、個別の状況に合わせた支援を行っています。相談は無料ですので、お近くの相談支援センター等へお気軽にご相談ください。(秘密は守ります)

● 対象者

身体障がい者(児)・知的障がい者(児)・精神障がい者(児)(発達障がい・高次脳機能障がいを含む)・難病等のある人

● 支援内容

- ❖ 個別の状況に合わせた支援を、ご本人・ご家族と一緒に考え組み立てます。
- ❖ 福祉サービスの案内、サービス事業所の情報提供、専門機関の紹介等を行います。
- ❖ 権利擁護のための必要な支援を行います。
- ❖ 必要があるときは、学校教育や高齢者福祉など他の相談窓口と連絡調整を行います。

● 場所・相談時間

- ❖ 古河市基幹相談支援センター(総合的・専門的な相談窓口です)

■ 青嵐荘つくし園相談支援事業所(障害児者総合支援センター青嵐荘内)

〒306-0201 古河市上大野 2290-1

TEL 0280-23-1161 FAX 0280-23-1162

年中無休 午前8時30分～午後5時30分

- ❖ 古河市地域相談支援センター(身近な地域の相談窓口です)

■ あじさい学園相談支援事業所

〒306-0041 古河市鴻巣 1111

TEL 0280-48-0431 FAX 0280-48-0433

平日 午前8時00分～午後5時00分

■ まくらがの里どんぐり

〒306-0201 古河市上大野1517-1

TEL 0280-97-1123 FAX 0280-98-0220

平日 午前9時00分～午後5時00分

■ ライフサポートセンターネーブル

〒306-0204 古河市下大野 2165-2

TEL 0280-92-1288 FAX 0280-92-2388

平日 午前8時30分～午後5時30分

■ 地域活動支援センター 煌(きらめき) ※ 精神障がいのある人のみ対応

〒306-0515 坂東市沓掛 411-1

TEL 0297-30-3071 FAX 0297-30-3072

年中無休 午前9時00分～午後5時00分

■ 古河市役所 障がい福祉課

〒306-0221 古河市駒羽根 1501 古河市総和福祉センター「健康の駅」内

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

平日 午前8時30分～午後5時00分

※ 古河市役所以外のセンターでは、各種サービスの申請受付はできません。

※ 障害者福祉制度に関する一般的な相談(専門的な相談を除く)や各種サービスの申請等は、総和庁舎市民総合窓口課、古河・三和庁舎市民総合窓口室でも対応します。

● お問い合わせ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

古河市障害者虐待防止センター

● 相談内容

虐待の通報や届出、相談を受けて、事実確認や安全確認を行い、関係機関とともに対応方法を協議して、解決に向けた支援を行います。障がい者虐待に気づいた人には、市区町村の相談窓口への通報義務があります。通報や届出をした人の個人情報は、守秘義務により守られます。また、匿名による通報も受け付けます。虐待の兆候に気づいたら、ご連絡、ご相談ください。

❖ 障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

① 養護者による虐待(家族・親族等)

② 障害者福祉施設従事者等による虐待(施設職員・ホームヘルパー等)

③ 使用者による虐待(仕事先の事業主等)

❖ 虐待の例

① 身体的虐待・・・暴行により、体に傷や痛みを与える。

② 性的虐待・・・無理やりわいせつなことをする、させる。

③ 心理的虐待・・・言葉や態度で、精神的苦痛を与える。

④ 放棄・放任・・・世話や介助をせず、心身を衰弱させる。

⑤経済的虐待・・・本人の同意なく、財産や年金、賃金などを使う。

● 相談窓口

❖古河市障害者虐待防止センター(障がい福祉課内)

月曜～金曜(午前8時30分～午後5時15分)

TEL フリーダイヤル 0120-063-801 FAX 0280-92-5594

夜間・休日は委託先の相談支援事業所へ転送されます。

児童相談所(18歳未満の障がい児の相談)

● 相談内容

児童に関するさまざまな相談(ことばの発達の遅れ、体の不自由等や育児しつけ等の悩みに関する相談)を受け付けています。必要に応じて、専門的な判定、診断を行うとともに、親子教室などを行っています。

● 対象者

18歳未満の児童

● 場所

〒308-0841 筑西市二本成 615(筑西合同庁舎分庁舎)

● 相談時間 月～金曜日 午前8時00分～午後5時15分

● お問い合わせ

筑西児童相談所 TEL 0296-24-1614 FAX 0296-24-6421

福祉相談センター

● 身体障害者更生相談

❖対象者

主に18歳以上の身体障がい者

❖相談内容

医師、身体障害者福祉司、心理・職能判定員などが専門的立場から、次のような相談・指導を行っています。

①医療に関する相談・指導・医学的判定

②義肢など補装具の要否・適合判定

③心理・職業能力の判定

④巡回相談

● 知的障害者更生相談

❖対象者

主に18歳以上の知的障がい者

❖相談内容

医師、心理判定員、ケースワーカーなどの専門職員が、医学的・心理学的相談、判定、相談指導等一人ひとりの状況に応じた助言・指導を行っています。

❖相談時間

知的障害者更生相談 来所相談(月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分)
定期相談・巡回相談(センターまでご確認ください)

身体障害者更生相談 一般相談(月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分)
医療相談・巡回相談(センターまでご確認ください)

❖お問合せ

茨城県福祉相談センター 〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38
TEL 029-221-0800 FAX 029-221-0811

障害者なんでも相談室

● 相談内容

福祉・就労・権利擁護・財産管理などの相談に、経験豊かな相談員が応じます。

● 対象者

障がい者やその家族、または福祉施設関係者

● 相談時間

平日 午前9時00分～午後4時30分

● 場所

茨城県総合福祉会館内

〒310-0851 水戸市千波町 1918

● お問合せ

障害者なんでも相談室 TEL・FAX 029-244-9588

障害者差別相談室

● 相談内容

障害を理由とした困ったことがあった場合には、専門の相談員がお話をお伺いします。

● 対象者

障がい者やその家族、または福祉施設関係者等

● 相談時間

平日 午前9時00分～午後5時00分

● 場所

茨城県総合福祉会館内

〒310-0851 水戸市千波町 1918

● お問合せ

障害者差別相談室 TEL 029-246-6049

茨城県発達障害者支援センター

● 相談内容

自閉症など発達障がいのある人や保護者の相談に応じ、専門的な発達検査や、療育支援等を行います。

● 対象者

自閉症や高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達障がいのある人や保護者、関係機関の方

● 相談時間

月～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 ※まず、お電話にてお問合せ下さい。

● 場所

〒300-1245 茨城県つくば市高崎 802-1

● お問合せ

茨城県発達障害者支援センター COLORS つくば

TEL 029-875-3485 FAX 029-875-3486

茨城県障害者権利擁護センター

● 相談内容

障がい者に対する虐待に関する相談を相談員がお受けいたします。

● 対象者

障がい者やその家族、または福祉施設関係者

● 相談時間

月～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

● 場所

〒310-0851 水戸市千波町 1918

● お問合せ

茨城県障害者権利擁護センター

TEL 029-353-8663

茨城県高次脳機能障害支援センター

- 相談内容

専門の高次脳機能障害者支援コーディネーターを配置して相談支援を行っています。

- 対象者

障がい者やその家族、または福祉施設関係者

- 相談時間

月～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

- 場所

〒300-0394 稲敷郡阿見町 4669-2

- お問い合わせ

茨城県高次脳機能障害支援センター

TEL 029-887-2605

茨城県医療的ケア児支援センター「みちしるべ」

- 相談内容

日常的に医療的なケアを必要とするお子さんご家族が、地域、ご自宅で安心して生活出来るよう、さまざまなご相談をお受けしています。

- 対象者

医療的ケア児等、重症心身障がい児者のご家族・支援者

- 相談時間

月～金曜日 午前10時 00 分～午後4時 00 分

- 場所

〒319-1113 東海村照沼825 国立病院機構茨城東病院内

- お問い合わせ

茨城県医療的ケア児支援センター「みちしるべ」

TEL 029-287-8627

精神保健福祉センター

- 相談内容

精神科の医師、保健師などの専門職員が、関係諸機関の取り扱ったケースのうち、複雑または困難なものについて、総合的な立場から相談・指導を行っています。また、不登校

や摂食障害などの思春期相談の他、アルコール依存症や薬物依存症に関する相談にも応じています。電話での相談もできます。

- 窓口時間・場所

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(完全予約制)

〒310-0852 水戸市笠原町 993-2

- お問い合わせ

TEL 029-243-2971(手帳) FAX 029-244-6555

TEL 029-243-2870(相談)

保健所

- 相談内容

障がいの早期発見・治療の促進及び社会適応を援助することを目的として、保健所では医学的な相談・指導に応じています。

- 場所

〒306-0005 古河市北町 6-22

- 時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

- お問い合わせ

古河保健所 TEL 0280-32-3021 FAX 0280-32-4323

民生委員・児童委員

- 相談内容

民生委員は、地域住民の福祉向上のために、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者です。児童福祉法による児童委員も兼ねています。地域に住む人たちに密着した福祉行動の担い手としてその役割を果たしています。

障がい児(者)の社会参加を支援するとともに、関係機関との協力のもとに社会福祉の増進に努めています。

- お問い合わせ

古河市役所 福祉推進課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-5771 FAX 0280-92-7564

障がい者相談員

● 内容

身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人の身近な問題について、相談を受け、助言、指導を行うとともに必要に応じて関係機関に連絡します。

● 対象者

障がいのある方や家族、障がいについて悩みのある方等

● 相談員

❖身体障害者相談員

今井 輝勝・上條 幸男・阿久津 佳子・阿部 るり子・大関 毅

❖知的障害者相談員

矢口 早苗・古見 公子・森 明子

❖精神障害者相談員

秋山 可奈子・稲葉 八重子



● 相談員による相談日・日程表

4 月	4 月24日(水)	13:30~15:30	三和地域交流センター 会議室1
5 月	5 月22日(水)	13:30~15:30	健康の駅 2F 視聴覚室3
6 月	6 月20日(木)	13:30~15:30	古河福祉の森 2F 研修室1
7 月	7月24日(水)	13:30~15:30	三和地域交流センター 会議室1
8 月	8月21日(水)	13:30~15:30	健康の駅 2F 視聴覚室3
9 月	9月20日(金)	13:30~15:30	古河福祉の森 2F 研修室1
10月	10 月 23日(水)	13:30~15:30	三和地域交流センター 会議室1
11月	11 月 20日(水)	13:30~15:30	健康の駅 2F 視聴覚室3
12月	12 月20日(金)	13:30~15:30	古河福祉の森 2F 研修室1
1 月	1 月 22日(水)	13:30~15:30	三和地域交流センター 会議室1
2 月	2 月19日(水)	13:30~15:30	健康の駅 2F 視聴覚室3
3 月	3 月17日(月)	13:30~15:30	古河福祉の森 2F 研修室1

※三和地域交流センター及び古河福祉の森には、地域活動支援センターの職員も同席し、相談をお受けいたします。

身体障害者結婚相談所

- 相談内容

専任の相談員が身体障がい者の結婚相談に応じています。また、結婚の集いなどを行って交流を図っています。(※事前申込み必要)

- 場所

〒310-0851 水戸市千波 1918

- 相談日時

※予約制 月～金曜日 午前 10 時 00 分～午後 3 時 00 分(祝日、年末年始除く)

- お問い合わせ

茨城県総合福祉会館内

TEL 029-243-7010 FAX 029-243-7018

県立視覚障害者福祉センター(点字図書館に併設)

- 内容

視覚障がい者のための各種相談、点字・録音図書の出版、貸出をはじめ、点訳・朗読奉仕員などのボランティアの養成を行っています。

- 事業内容

- ◆点字図書及び点字刊行物の製作、貸出及び閲覧

- ◆録音図書の製作、貸出及び聴取

- ◆点訳奉仕及び朗読奉仕員の指導育成

- ◆生活、身上又は結婚等の相談

- ◆生業及び就労等の指導 等

- 対象者

視覚障がい者

- 場所

〒310-0055 水戸市袴塚 1-4-64

- 窓口時間

月～金曜日 午前9時00～午後5時00分(祝日、年末年始除く)

- お問い合わせ

TEL 029-221-0098 FAX 029-221-0234

県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」

- 相談内容

ろうあ者のための相談機関として、手話の堪能な相談員を配置して常時相談に応じるとともに、手話奉仕員派遣の窓口となっています。

- 事業内容

- ❖日曜教室、更生相談、交通安全講習会等の研修会

- ❖生活、就職、結婚等の相談

- ❖手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の養成・派遣

字幕入りビデオテープの貸出

- 対象者

聴覚障がい者

- 場所

〒310-0844 水戸市住吉町 349-1

- 時間

平日 午前9時00～午後5時00(月曜日は正午まで、火曜休み、祝日、年末年始除く)

- お問い合わせ

TEL 029-248-0029 FAX 029-247-1369

障害者歯科治療センター

- 内容

地域の歯科医療機関では対応が困難な障がいのある方(小児から高齢者まで)を対象とした歯科治療を行っています。

- 場所・お問合せ

- ❖土浦心身障害者歯科治療センター(土浦歯科センター)

〒300-0812 土浦市下高津 2-7-27 土浦市保健センター内

TEL 029-822-3835 FAX 029-826-4832

受付日時:月～金曜日 午前 9 時～12 時、午後1時～午後 5 時(要予約)

成年後見制度

● 内容

認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断がむずかしく不利益をこうむったり悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度です。

❖法定後見制度

判断能力が不十分な状態になってしまった後にその方を保護・支援する者を家庭裁判所が選任する制度

❖任意後見制度

判断能力があるうちに本人が自分の意思で判断能力が不十分な状態になったときのことをあらかじめ契約によって決めておく制度

❖成年後見登記制度

従来、禁治産・準禁治産に関する情報は戸籍に掲載されていましたが、成年後見登録制度では戸籍に記載されず、登記官がコンピュータ・システムを用いて登記します。また、登記事項証明書の請求は本人・成年後見人など一定の方に限定されます。

● お問合せ

下館公証役場 〒308-0031 筑西市丙 360 スピカ 6F 「下館商工会議所内」

TEL 0296-24-9460

月～金曜日 午前9時00～午後5時00分(祝日、年末年始除く)

水戸家庭裁判所 下妻支部 〒304-0067 下妻市下妻乙 99

TEL 0296-43-6781 月～金曜日 午前8時30～午後5時00分(祝日除く)

成年後見サポートセンターこが

● 内容

❖相談支援業務

電話や窓口で、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する問い合わせや相談をお受けいたします。また、家庭裁判所に申立てをする際の必要書類の説明や申立書の書き方等の支援を行います。

❖法人後見事業

適切な後見人等がない方や虐待による深刻な権利侵害を受けている方で、「法人後見運営委員会」において受任が適当と認められた方に対し、古河市社会福祉協議会が法人として、後見人等の候補者を受け入れる事業です。

❖日常生活自立支援事業

認知症高齢者や障がい者(知的・精神)など判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスを利用するためのお手伝いを行います。また、それに合わせて日常的な金銭管理や大切な書類をお預かりすることができます。

(相談の具体的な例)

- 福祉サービスの利用手続きや介護保険の申請援助等をして欲しい。
- お金の出し入れなど、日常的な金銭の管理に不安がある。
- 自分の知らないうちに預貯金が引き出されたり年金が勝手に使われている。
- 通帳や印鑑の保管に不安がある。
- 一人暮らしの生活や将来の生活に不安がある。

●お問合せ

古河市社会福祉協議会 「成年後見サポートセンターこが」

〒306-0213 古河市北利根 10(たんぽぽ館内)

TEL 0280-23-1108 FAX 0280-33-6777

児童発達支援センターぐるんぱ

(児童発達支援・保育所等訪問支援・放課後等デイサービス・相談支援)

●事業内容

センターを利用するにあたっては、障がい福祉課が発行している「通所受給者証」が必要です。

❖児童発達支援

発達に支援が必要な児童に対し、各種療育を行い、日常生活場面で適応できる力を育てます。

- 対象:市内在住で就学前の児童
- 内容:【グループ療育】保育士による小集団療育
【個別療育】理学療法・作業療法・言語療法・心理療法
【その他】水中訓練、送迎サービス(児童発達支援のみ)

❖保育所等訪問支援

発達に支援が必要な児童に対し、訪問支援員が保育所等に訪問し対応の助言・環境調整を行います。

- 対象:市内在住でご家庭の都合によりセンターで行う児童発達支援に通所できない児童、市内小学校、及び特別支援学校に在籍する児童(「通所受給者証」のある方)
- 内容:訪問支援員による訪問(相談・助言、環境調整)

❖ 放課後等デイサービス

学校に就学している児童で発達に支援が必要な場合に生活能力の向上のために必要な療育、社会との交流促進、その他必要な支援を行います。(要相談)

■対象:市内在住で小・中学校に在籍、または特別支援学校に在籍する児童・生徒

■内容:理学療法士、言語聴覚士、公認心理師、保育士などによる個別療育及び小集団療育

❖ 相談支援

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らすために必要なご相談をお受けし、相談内容に応じた福祉サービスのご紹介や障害児支援利用計画の作成、関連機関との連携を行います。※初回の相談、問い合わせには通所受給者証は不要です。

■対象:市内在住で発達に支援が必要な児童

障がいのある児童やそのご家族(療育手帳、障害者手帳の有無は不問)

■内容:福祉サービスの利用に関する相談、障害児支援利用計画の作成など

● 場所・お問合せ

● 古河福祉の森会館 (月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分まで)

古河市児童発達支援センターぐるんぱ

TEL 0280-48-7040 FAX 0280-48-6876

発達相談

● 相談内容

専門スタッフ(作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、心理相談員、保健師)による多角的な視点から指導・相談を行います。また、発達に偏りや遅れのある乳幼児に対しては早期に療育や医療、親子教室等による支援にスムーズにつながるよう援助を行っています。(予約制)

● 場所

古河福祉の森会館 ・ 健康の駅(それぞれの施設で毎月1回行っています)

● お問合せ・予約先

古河市役所 子育て包括支援課 (古河福祉の森会館内)

TEL 0280-48-6881 FAX 0280-48-6876

心の健康相談

- 相談内容

対人関係がうまくいかない、心の悩みがある、ひきこもりがち、気持ちが落ち込む、アルコールに依存してしまう等について専門医が相談に応じます。(予約制)

- 場所

健康の駅 健康づくりセンター

- 相談日時

月1回 木曜日 午後1時30分～3時

令和6年4月25日	令和6年10月17日
5月16日	11月14日
6月20日	12月19日
7月18日	令和7年1月16日
8月22日	2月27日
9月19日	3月27日

- お問合せ・予約先

古河市役所 健康づくり課（古河福祉の森会館内）

TEL 0280-48-6883 FAX 0280-48-6876

いのちの電話相談

- 相談内容

様々な問題を抱え、不安や孤独に悩む人の相談に応じます。

- 相談時間

つくば 年中無休 24時間受付

水戸 年中無休 24時間受付

- お問合せ

茨城いのちの電話

つくば TEL 029-855-1000

水戸 TEL 029-350-1000

いばらきこころのホットライン

- 相談内容

心の健康に関する悩み、問題について気軽に相談できる電話カウンセリングを行っています。

- 相談時間

平日 午前9時から正午 午後1時から午後4時(祝日・12月29日から1月3日除く)

- お問い合わせ

TEL 029-244-0556(月曜日から金曜日)

TEL 0120-236-556(土日)(相談専用ダイヤル)



2. 就 労 に 関 す る こ と

公共職業安定所(ハローワーク)

● 相談内容

障がい者の就職や採用についてのご相談は、まず公共職業安定所へご連絡ください。安定所には担当の職員や職業相談員等が配置されており、ケースワーク方式による入念な職業相談が行われています。障がい者が求職申込みをすると障がいの状況、技能、知識、適性、希望などが相談のうえ登録され、就職のお世話から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っています。

❖障がい者就職面接会

❖職場実習支援

❖障がい者試行雇用(トライアル雇用)

● 窓口時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始除く)

● 場所・お問合せ

● 〒306-0011 古河市東 3-7-23

古河公共職業安定所

TEL 0280-32-0461

障害者能力開発訓練

● 内容

障がい者の社会参加を促進するため、障がい者個々の態様に合わせた職業能力開発を進めます。

【コース】

❖施設内訓練(学院の施設で6ヵ月間の訓練を行います)

❖委託訓練(学院から専修学校等へ委託し、3ヵ月間の訓練を行います)

❖実践能力習得訓練(民間企業等の現場を活用した実践的な訓練を行います)

● 実施場所

茨城県立水戸産業技術専門学院

〒311-1131 茨城県水戸市下大野町 6342

TEL 029-269-2160 FAX 029-269-1040

茨城障害者職業センター

● 相談内容

公共職業安定所との密接な連携のもと、職業についての相談や就職の準備から就職後のフォローアップまで一連の職業リハビリテーションを実施しています。

● 対象者

❖障がいのある人へ

- ①職業相談
- ②職業準備支援(労働習慣の修得を目的とした2週間～12週間の訓練)
- ③職場適応援助者(ジョブコーチ)事業(障がい者の就職又は職場適応を促進するための事業所に職場適応援助者を派遣して支援する事業)
- ④リワーク支援(職場に戻るためのウォーミングアップ支援や職場復帰に向けたコーディネート)

❖事業所の人へ

- ①障がい者雇用に関する相談・援助
- ②職場環境の整備についての相談・援助
- ③職場適応に関わる相談・援助
- ④中途障がい者の職場復帰についての相談・援助

● お問合せ・場所

茨城障害者職業センター 〒309-1703 笠間市鯉淵 6528-66

TEL 0296-77-7373 FAX 0296-77-4752

月～金曜日 午前8時45分～午後5時00分(祝日、年末年始除く)

障害者就業・生活支援センター 慈光倶楽部(じこうくらぶ)

● 内容

地域で安心して働き、自立生活ができるように、あなたが困っていることや悩んでいることを、必要なだけお手伝いします。

● 支援内容

- ①センターでの相談
- ②マネージメント(基本調査、訪問調査)
- ③基礎訓練
- ④職業評価
- ⑤職場開拓
- ⑥職場実習

⑦就職後のアフターケア、職場訪問

⑧生活支援(日常生活の相談など)

● 支援方法

就業・生活支援センターのワーカーがあなたの就業・生活を支援します。

①電話などによる連絡・調整

②職場や自宅の訪問

③支援センターでの受け入れ

④関係機関との連絡・調整

⑤レクリエーションへのお誘い

● お問い合わせ・場所

社会福祉法人 慈光学園内 障害者就業・生活支援センター

〒306-0504 坂東市生子 1617 TEL 0280-88-7690

3. 教 育 相 談

特別支援教育

● 内容

一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育が小・中学校の通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、そして特別支援学校において行われています。

❖特別支援学級等について

市内小・中学校に設置されている障がいのある児童生徒を対象とした少人数の学級です。学校により知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、言語障害特別支援学級、通級指導教室等があり、的確な実態把握に基づき、指導や支援を行います。

❖特別支援学校について

特別支援学校では、障がいのある児童生徒に対して、学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な指導や支援を行います。また、卒業後の自立を促すため、一人ひとりの障がいの状態に応じた進路指導を行います。体験入学や学校見学も実施しています。

❖就学に関する相談や手続きについて

特別支援学級や特別支援学校への就学(転学)については、手続きが必要です。相談を重ね障がい等の状態に応じ、保護者やご本人の意向を尊重し就学(転学)先を決定します。

❖発達に関する相談

小中学生の発達や学校生活等についてご心配がある場合、学校または教育委員会指導課へご相談ください。指導課では専門の相談員等が対応いたします。

対象	相談窓口
未就学児	教育委員会指導課
小中学生	在籍校または教育委員会指導課

● 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。対象とする経費は、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費などがあります。詳しくは、教育委員会教育総務課へお問合わせください。

● お問合せ

古河市教育委員会 指導課・教育総務課

〒306-8601 古河市長谷町38-18 TEL0280-22-5111(代)

発達が気になる子どもの教育相談

- 相談内容

子どもの発達・発育の遅れや言葉の障がいなどが気になる保護者や子どもの就学や進路について悩んでいる方を対象として、専門的な教育相談を行っています。

- 相談時間

月～金曜日 午前9時～午後4時30分

ただし、土・日・祝及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

- お問合せ

茨城県教育研修センター内「障害のあるお子さんの相談」

〒309-1722 笠間市平町 1410

TEL 0296-78-2777

教育・子育て電話相談

- 相談内容

教育や子育てに関する悩みや不安など様々な内容の相談に応じます。心理学や精神医学など高度な専門性を必要とする事例については、家庭教育特別相談員が相談に応じます。

- ・子どものしつけ
- ・交友関係
- ・家族関係
- ・学校生活 等

- 相談時間

電話：毎日 8 時から 22 時まで(年末、年始を除く)

FAX・電子メール 24 時間

- お問合せ

TEL 029-225-7830 FAX 029-302-2161



4. 手 帳

身体障害者手帳

● 内容

身体障害者手帳は、身体に障がいのある人がさまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。また、交付を受けた後、障がい程度の変化が予想される場合には、再認定を受けることができます。

● 対象者

視覚、聴覚・平衡機能、音声機能・言語機能・そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、肝臓機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に永続する障がいがある人。

● 手続き

手帳の交付を受けるには、医師に相談し、身体障がい者の認定となる場合には、障がい福祉課等の申請窓口（次ページ参照）で申請に必要な書類（交付申請書・該当する障がい種別診断書）を受け取り、指定医師の診断を受けてから障がい福祉課等の申請窓口で交付申請の手続きをします。指定医師については、障がい福祉課等でお尋ねください。

● 交付までの流れ

❖申請

- ①交付申請書
- ②診断書・意見書（指定医が作成したもの）
- ③写真2枚（4cm×3cm 脱帽のこと）

↓

❖審査

市の内部審査会（2回/月）において審査します。

但し、診断書が法別表に該当しないと認められるとき又は疑義があると認められるときは、茨城県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会に諮問します。（2ヶ月に1度開催）

↓

❖決定・交付

障がい福祉課から本人に交付案内をします。印鑑を持参し手帳をお受け取りください。原則として本人又はその家族に手渡しによる交付になります。

● 身体障害者手帳申請診断書料補助

身体障害者手帳の交付申請に必要な診断を受けた方に対し、診断書料の半額を補助しています(生活保護を受給している方は除く)。

◆補助額

診断書料の半額(限度額 5,000 円)

◆申請

領収書及び振込口座のわかるものを添えて申請します。(印鑑をご持参ください。)

● 変更・再交付申請手続

等級変更	障がいの程度が変わったと思われる方は、写真1枚と指定医師の診断書を添えて申請してください。
再交付	紛失、破損したとき又は写真が古くなり交換が必要になったときは、写真1枚を添えて再交付の申請をしてください。
居住地、氏名変更	転居された場合、すみやかに新しい居住地の市町村に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合も居住地の市町村に届け出てください。

● 返還

手帳の交付を受けた方で手帳が不要になったとき(再交付)又は死亡された場合は、手帳を返還してください。

● その他

手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

15 歳未満の児童については、保護者の方に申請していただきます。

● お問い合わせ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

● 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

療育手帳

● 内容

知的障がい児(者)に対して一貫した指導・相談を行うため、また、各種の援護措置を受けやすくするために、療育手帳を交付しています。

判定は、専門機関において医師等が医学的及び心理学的判定により行います。

● 手続き

手帳の交付申請をする方は、18 歳未満の方は筑西児童相談所へ 18 歳以上の方は茨城県福祉相談センターへ相談し判定の予約をしてください。

❖児童相談所等に持参するもの(取り次いだ時に指示があります)

- ①母子健康手帳や通知表
- ②写真1枚(4cm×3cm 脱帽のこと)

● 障がいの程度

知的障がいの程度によって、㊤(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の4段階になっています。

● 判定機関

満18歳未満の場合は筑西児童相談所 TEL 0296-24-1614

満18歳以上の場合は茨城県福祉相談センター TEL 029-221-0800

● 再判定、変更、再交付の手続

再 判 定	療育手帳に次の判定年月が記載されますので、その時期までに再判定を受ける必要があります。
記載事項変更	転居された場合、すみやかに新しい居住地で「療育手帳記載事項変更届」を提出してください。氏名を変更した場合も同様の「変更届」を提出してください。 ※訂正した手帳の写しを添付(訂正押印) 施設入所・退所した場合も届出が必要となります。 療育手帳では、原則として保護者が必要です。保護者が変わった場合も「記載事項変更届」が必要です。保護者がいなくなった場合は「保護者の消滅」として届出します。
他都道府県からの転入の場合	療育手帳交付申請書(様式第2号)に本人の写真1枚を添えて申請します。判定期限が残っている場合は、前住所地で判定した書類の活用を申出書(様式第8号)により判定書類を取り寄せることが出来ます。前住所地での療育手帳写しを添付して下さい。 ※手帳の住所欄の記載事項を訂正し、茨城県の新たな発行されるまでの間、他県の手帳を使用できます。「記載事項変更届」は不要
再 交 付	紛失、棄損又は手帳の記載欄に余白がなくなったときは、写真1枚を添えて再交付の申請をしてください。

● 返還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合又は交付対象者に該当しなくなった場合は、手帳を返還しなければなりません。

● その他

手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

● お問合せ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

● 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

精神障害者保健福祉手帳

● 内容

精神障害者保健福祉手帳は、精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が、医療や福祉の支援を受けやすくするためのものです。等級は1級から3級です。

● 手続き

精神障害者保健福祉手帳の申請には、2つの方法があります。

❖医師の診断書を提出する場合

通院又は入院している医療機関の主治医に精神障害者保健福祉手帳用の診断書を書いてもらい、申請書を添えて、障がい福祉課または下記申請窓口へ提出してください。

■必要書類

①申請書

②医師の診断書

③写真1枚(4cm×3cm 脱帽のこと)

本人が希望しない場合は「写真貼付なし」と記載された手帳が交付される。

④個人番号(マイナンバー)の分かるもの

❖精神の障がいを理由に障害年金を受けている方

精神の障がいを理由に障害年金を受けている方は診断書の提出が免除されます。障害の等級は、年金の障害等級と同じになります。

例)障害年金1級 →障害者手帳1級

■必要書類

①申請書

②本人の照会同意書(年金の支給理由を調べるため)

③写真1枚(4cm×3cm 脱帽のこと)

本人が希望しない場合は「写真貼付なし」と記載された手帳が交付される。

④個人番号(マイナンバー)の分かるもの

● 有効期限

2年(引き続き手帳の交付を受けるときは更新の手続きをします)

● 手帳更新手続

引き続き手帳の交付を受けるときは、更新の手続が必要です。有効期限の切れる3ヶ月前から手続きが出来ます。(必要書類は新規交付のときと同様です。)

● お問い合わせ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

● 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

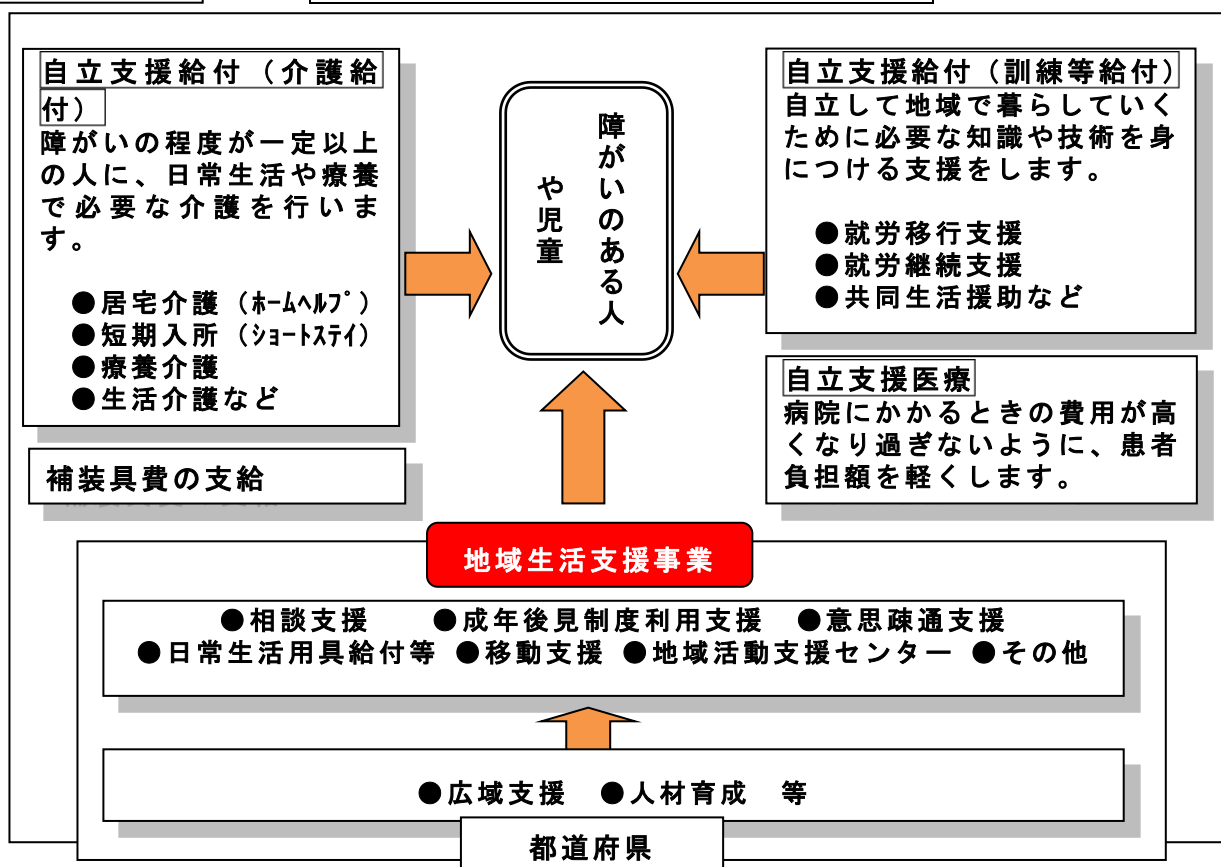
5.日常生活の援助に関すること

障害福祉サービスのしくみ

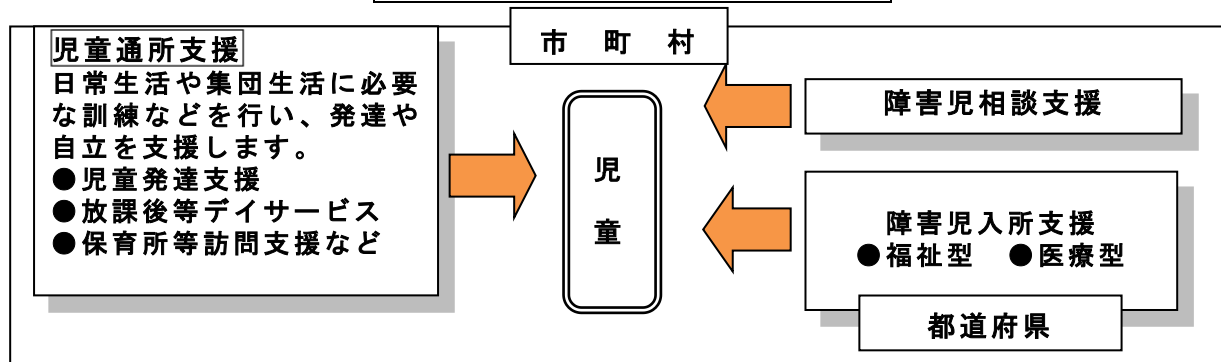
障害者総合支援法による障害福祉サービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられています。また、児童に対しては「児童福祉法」に基づいて行われるサービスもあります。

市 町 村

障害者総合支援法によるサービス体系図



児童福祉法によるサービス体系図



● 障害福祉サービスの種類

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する場合、外出時において同行し必要な援助を行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型＝雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した障がいのある人が、就労にともなう環境変化に対応できるように企業や自宅への訪問等により必要な支援をします。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	施設を利用していた障がいのある人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか等必要な支援をします。

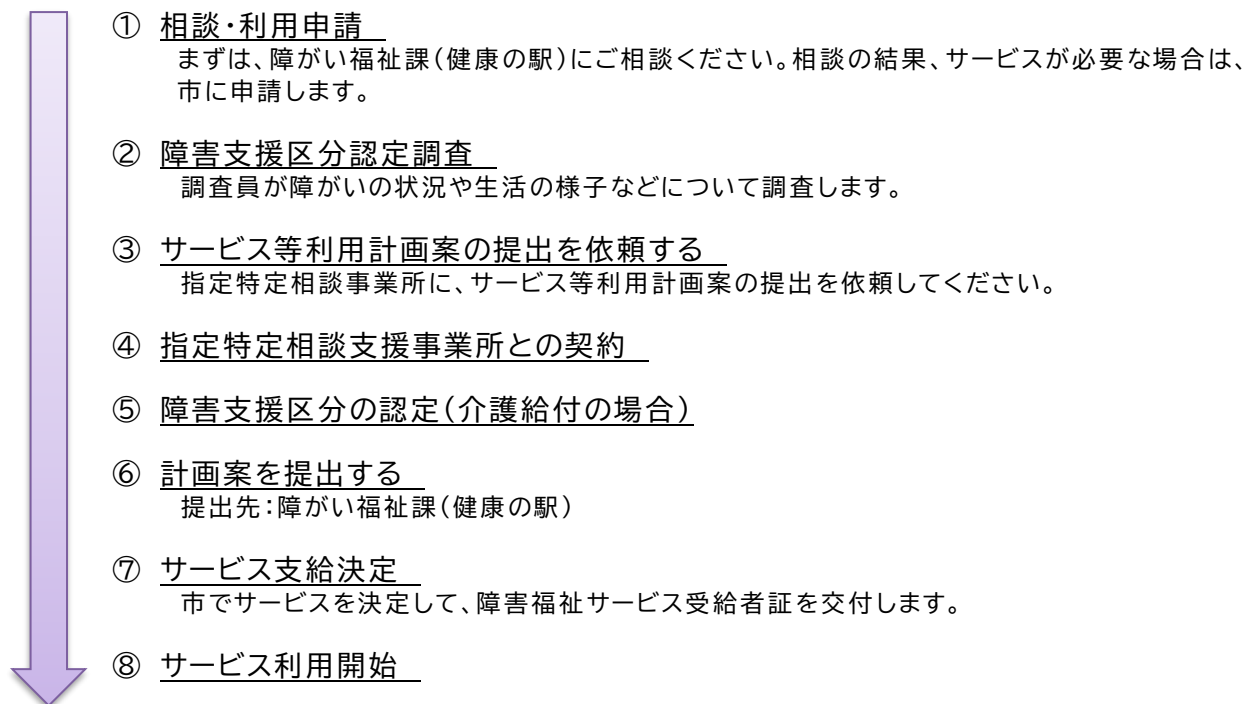
● 障害児通所支援の種類

	児童発達支援	障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
	医療型児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要とされる治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象として、放課後や夏休み等に、生活能力向上のための訓練等を行います。
	保育所等訪問支援	保育園、幼稚園、こども園、小学校に在籍している障がいのある子どもに対して、児童発達支援センター等が巡回により支援します。

● サービスの対象者

- ❖ 身体障がい者
- ❖ 知的障がい者
- ❖ 精神障がい者(発達障がい・高次脳機能障がいを含む)
- ❖ 難病の方又は患者

【サービスを利用するまでの流れ】



● 利用者負担上限額(月額)

所得区分		生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		一般(市町村民税課税世帯)	
			低所得1	低所得2		
障害福祉サービス (居宅・通所)	障がい者	0円	0円	0円	所得割 16 万円未満 9,300円	所得割 16 万円以上 37,200円
	障がい児	0円	0円	0円	所得割 28 万円未満 4,600円	所得割 28 万円以上 37,200円
障害福祉サービス (施設入所等)	障がい者	0円	0円	0円	37,200円	
	障がい児	0円	0円	0円	所得割 28 万円未満 9,300円	所得割 28 万円以上 37,200円

● お問合せ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

● 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

補装具費の給付

● 内容

身体上の障がいを補って日常生活をしやすくするため、補装具費の給付を行います。費用は種類別に基準額が定められており、この範囲内で給付いたします。

※1 介護保険法及び労働災害補償保険法の適用を受けられる方は各法による交付・貸与が提供されます。なお、義肢については、初めて作成する際は、訓練用として医療保険適用により「仮義肢」をご作成いただき、補装具給付制度により「本義肢」を作成することになります。また、作成する理由によっては、医療保険が適用される場合があります。

※2 成長や障がいの進行により、短期間の補装具の利用が想定される場合等、購入より借受けが適切と考えられる場合は借受けが可能となります。

◆借受けの対象となる種目

- ①義手、義足、装具、座位保持装置の完成用部品
- ②重度障害者用意思伝達装置の本体
- ③歩行器
- ④座位保持具

● 対象者

身体障害者手帳の交付を受けた方（児童）、難病患者等

● 手続き

購入前に身体障害者手帳と指定難病医療受給者証を持参し窓口にご来所ください。

※申請の際、意見書が必要となる場合があります。

● 補装具の種類

区分	品目		説明など
視覚障害	視覚障害者安全つえ		普通・携帯用
	義眼		普通義眼・特殊義眼・コンタクト義眼
	眼鏡		矯正眼鏡・遮光眼鏡・コンタクトレンズ・弱視眼鏡
聴覚障害	補聴器		高度難聴用ポケット型・高度難聴用耳掛け型 重度難聴用ポケット型・重度難聴用耳掛け型 耳あな型・骨導式ポケット型・骨導式眼鏡型
肢体不自由者・児	義肢	義手	(殻構造義手・骨格構造義手) 肩義手・上腕義手・肘義手・前腕義手・手義手 手部義手・手指義手

		義足	(殻構造義足・骨格構造義足) 股義足・大腿義足・膝義足・下腿義足・果義足 足根中足義足・足指義足
	装具	下肢装具	長下肢装具・短下肢装具・靴型装具・足底装具 股装具・先天性股脱装具・内反足装具・ツイスター 膝装具
		体幹装具	頸椎装具・胸椎装具・腰椎装具・仙腸装具 側弯矯正装具
		上肢装具	肩装具・肘装具・手背屈装具・長対立装具・短対立 装具・把持装具・MP(屈曲及び伸展)装具・指装具 BFO(食事動作補助器)
	歩行器		六輪型・四輪型(腰掛つき)・四輪型(腰掛なし) 三輪型・二輪型・固定型・交互型
	車いす		普通型・リクライニング式普通型・ティルト式普通型・ リクライニングティルト式普通型・手動リフト式普通 型・前方大車輪型・リクライニング式前方大車輪型・ 片手駆動型・リクライニング式片手駆動型・レバー駆 動型・手押し型・リクライニング式手押し型・ティルト 式手押し型・リクライニングティルト式手押し型
	電動車いす		普通型・手動兼用型・リクライニング式普通型 電動リクライニング式普通型・電動リフト式普通型 電動ティルト式普通型・ 電動リクライニングティルト式普通型
	歩行補助つえ		松葉づえ・カナディアンクラッチ 口フストランドクラッチ・多点杖・プラットホーム杖
	座位保持装置		
	重度障害者用意思伝達装置		
肢体不自由児のみ	座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具		

● 利用者負担

原則として基準額内の1割を負担。(基準額を超えた場合は自己負担になります。)
所得に応じた月額負担上限額の設定。

※同一世帯の者が同一の月に受けた障害福祉サービスの自己負担額を合算し、上限を
超えた場合は、高額障害福祉サービス等給付費となります。該当する場合には、市から
通知します。

【月額負担上限額】

区 分	対象となる者	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯に属する世帯	0円・自己負担なし
低所得1	市町村民税非課税世帯であって支給決定に係る障がい者又は障がい児の保護者の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税である世帯に属する者で、上記(低所得1)以外の方	0円
一 般	市町村民税課税世帯	37,200円

※障がい者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合には補装具費の支給対象とはなりません。(一定所得以上の場合とは、本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合が該当します)

● お問い合わせ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

● 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

日常生活用具の給付

● 内容

日常生活がより円滑に行われるために、次の障がいの種類及び程度にあたる方に対し、必要に応じて日常生活用具を給付します。難病患者にも対象となるものがあります。

● 利用者負担額

生活保護者(負担なし)を除き、基準額内では原則1割負担。

※ただし、紙おむつ、ストマ装具の利用者で非課税世帯の方は自己負担はありません。

※障がい者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合には日常生活用具給付費の支給対象とはなりません。(一定所得以上の場合とは、本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合が該当します)

● 手続き

購入前に身体障害者手帳又は療育手帳と指定難病医療受給者証を持参し窓口にご来所ください。

● 対象品目

種 目		利用できる方
介護訓練 支援用具	特殊マット	①下肢又は、体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障がい者（身体障がい児の場合は2級を含む。）及び重度又は最重度の知的障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上の者 ②寝たきりの状態にある難病患者等
	入浴担架	下肢または体幹障害 1・2 級で、入浴にあたり介助を要する者。 原則として 3 歳以上の方
	移動用リフト （天井走行型その他住宅改造をともなうものを除く）	①下肢または体幹障害 1・2 級で、原則として 3 歳以上の方 ②下肢または体幹機能に障がいのある難病患者等
	訓練いす（児童）	下肢または体幹障害 1・2 級で、原則として 3 歳以上の方
	特殊寝台 （訓練用ベッド含む）	①下肢または体幹障害 1・2 級で身体障がい者（児）の方 ②寝たきりの状態にある難病患者等
	体位変換器	①下肢または体幹障害 1・2 級で介助を要する方。原則として学齢児以上の方 ②寝たきりの状態にある難病患者等
	特殊尿器	①下肢または体幹障害 1 級で、原則として学齢児以上の方 （常時介護を有する者に限る） ②自力で排尿できない難病患者等
自立支援 生活用具	入浴補助用具	①下肢または体幹機能に障がいを有する身体障がい者（児）であって入浴に介助を要する方。原則として 3 歳以上の方 ②入浴に介助を要する難病患者等 ※簡易浴槽については、下肢又は体幹機能障害1級かつ全身性の障がいを持つ者
	便器（手すり付き可）	①下肢または体幹障害 1・2 級で、原則として学齢児以上の方 ※取り替えに当たり住宅改修をともなうものは除く。 ※住宅改修をともなう場合は、居宅生活補助用具とする。 ②常時介護を要する難病患者等
	頭部保護帽	平衡機能または下肢もしくは体幹障害で立位や歩行が不安定で頻繁に転倒する恐れにある方 知的障がい、精神障がいで、てんかん発作等により頻繁に転倒する方

	T字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢もしくは体幹障害3級以上の方で、原則として学齢児以上の方
	移動、移乗支援用具 (手すり、スロープ等)	①平衡機能または下肢もしくは体幹障害で、家庭内の移動に介助を要する方 ②下肢が不自由な難病患者等
	特殊便器	①原則として学齢児以上で、上肢障害 1・2 級の方または知的障がい児(者)で、障害程度が最重度・重度の方 ※取り替えに当たり住宅改修をとまなうものは除く。 ※住宅改修をとまなう場合は、居宅生活補助用具とする。 ②上肢機能に障がいのある難病患者等
	火災警報器	身体障害者手帳 1・2 級の方または知的障がい者(児)で、障がい程度が最重度・重度の方であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な方。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯またはこれに準ずる世帯
	自動消火器	身体障害者手帳 1・2 級の方若しくは知的障がい者(児)で、障がい程度が最重度・重度の方または難病患者等であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な方。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯またはこれに準ずる世帯
	電磁調理器	視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で、視覚障害 1・2 級または最重度・重度の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 1・2 級で、原則として学齢児以上の方
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、聴覚障害 2 級以上の方
	口腔清潔用具	両上肢機能障害 1・2 級または重度・最重度の知的障がいの方で、原則として 3 歳以上の方で常時介護者により口腔清潔がおこなわれている方
在宅療養等支援用具	発動発電機	呼吸器機能障害1級またはこれと同等の障がいのある難病患者等であって、人工呼吸器を常時使用している方
	透析液加温器	自己連続携行式腹膜灌流式(CAPD)による透析療法を行うじん臓機能障害 3 級以上の方で原則 3 歳以上の方
	ネブライザー(吸入器) 電気式たん吸引器	①呼吸器機能障害 3 級以上、または身体障がいを原因として必要と医師が認めた方

		②呼吸機能に障がいのある難病患者等
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害かつ医療保険における在宅酸素療法を行う方
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等
	視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、視覚障害 1・2
	視覚障がい者用体重計	級の方で原則として学齢児以上の方
情報・意思疎通支援制度	携帯用会話補助装置	音声機能または言語機能障害もしくは肢体不自由があり、発声・発語に著しい障がいを有する方で、原則として学齢児以上の方
	情報・通信支援用具 (障害者情報バリアフリー化支援に要するパソコン周辺機器およびソフトの購入)	視覚障害 1・2 級または上肢障害 1・2 級の方
	点字ディスプレイ	視覚障害 1・2 級の方
	点字器	視覚障害 1・2 級で、原則として学齢児以上の方
	点字タイプライター(「カナタイプライター」を含む)	視覚障害 1・2 級で、就学もしくは就労している、または就労が見込まれる方
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害 1・2 級で、原則として学齢児以上の方
	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	
	視覚障がい者用拡大読書器(暗所視支援眼鏡含む)	本装置により文字等を読むこと又は音声に変換することで情報を得ることが可能になる視覚障害で、原則として学齢児以上の方
	視覚障がい児用書面台	視覚障がい児で就学している方または就学が見込まれる方で、本装置により文字等を読み書きが可能になる方で、原則として学齢児以上の方
	視覚障がい者用ICタグレコーダー	視覚障害 1・2 級の方
	視覚障がい者用時計	視覚障害 1・2 級の方で、原則として学齢児以上の方
	聴覚障がい者用通信装置 (FAX 等を含む) ※世帯に 1 台	聴覚障害または音声若しくは発語に著しい障がいを有するためにコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者(児)等で原則として学齢児以上の方

	聴覚障がい者用情報受信装置(「アイドラゴン」等) ※世帯に1台	聴覚障害であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方
	人工喉頭	音声機能または言語機能障害のうち喉頭摘出者
	人工鼻	常時埋め込み型人工喉頭を使用する喉頭摘出者(シャント法による発声をする方に限る。)
	点字図書	視覚障がい者で、主に点字によって情報を入手している方
	大活字図書	視覚障がい者で、大活字による文字が読める方
排せつ管理支援用具	ストマ用装具	ぼうこう・直腸機能障害の方(人工肛門または人工膀胱増設の方)
	紙おむつ等	3歳以上のぼうこう又は直腸機能障害を有する方で、皮膚のただれ、二分脊推等の理由でストマ装具の使用が困難な方 3歳以上の脳原性運動機能障害を有する方で日常生活全介助で排尿、排便の意思表示困難な方
	収尿器	高度の排尿機能障害の方
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 (小規模な住宅改修を行うもの)	下肢または体幹機能障害 1～3 級もしくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)の方(ただし、特殊便器への取り替えをする場合には、上肢障害 2 級以上の方も含む)

※介護保険対象者の方は介護保険制度を優先利用してください。

- お問合せ古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

- 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

- 内容

在宅の小児慢性特定疾病児童の生活を支援するため、日常生活用具の給付を行います。

- 対象者

在宅の小児慢性特定疾病児童

※難病と重複する小児慢性特定疾患の児童については、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付事業の対象となります。

- 対象品目

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器
体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト
紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター

- 利用者負担額

所得に応じた負担額があります。

- お問合せ・申請窓口

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

福祉用具等貸出事業

- 内容

福祉用具(車イス)の貸出し。

- 対象者

市内に在住し、在宅で車イスの必要な方

- 利用料

500円/月

- お問合せ(事前にお近くの社会福祉協議会までご連絡下さい)

古河市社会福祉協議会 〒306-0044 古河市新久田 271-1(福祉の森会館内)

TEL 0280-48-0808 FAX 0280-48-0119

❖総和窓口:古河市北利根10(たんぽぽ館内)

TEL 0280-92-7017 FAX 0280-33-6777

❖三和窓口:古河市仁連 2228-7(古河市三和地域福祉センター内)

TEL 0280-77-1901 FAX 0280-77-1911

障害者訪問入浴サービス

- 内容

家庭において自力で入浴することが困難な重度の身体障がい者に対し、訪問入浴車により家庭を訪問して入浴サービス(入浴、洗髪)を行う。

※利用回数は、2回/週以内(障害福祉サービスや介護保険制度で入浴できる方は除く)

- 対象者

市内在住で本人及び介護者が入浴を希望し、医師が入浴可能と認めた方。

また、身体障がい者(児)又は心身障がい者(児)で入浴困難な方

- 利用者負担額

訪問入浴サービス 1回 1,250 円

部分浴のみ又は清拭のみ 1回 875 円

(生活保護世帯、市町村民税世帯非課税世帯は無料)

● お問合せ・申請窓口

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594



日中一時支援事業

● 内容

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の負担の軽減を図ります。

● 対象者

❖身体障害者手帳の交付を受けている方

❖療育手帳の交付を受けている方

❖精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及びこれに準ずる方

❖発達障がいと診断された方及びこれに準ずる方

● 利用者負担額

原則 1 割を事業者に支払います。(利用者負担上限額(月額)0円の方を除く)

● 利用者負担上限額(月額)

所得区分	生活保護 世帯	市町村民税非課税世帯		一般(市町村民税課税世帯)	
		低所得1	低所得2		
障がい者	0円	0円	0円	所得割 16 万円未満 9,300円	所得割 16 万円以上 37,200円
障がい児	0円	0円	0円	所得割 28 万円未満 4,600円	所得割 28 万円以上 37,200円

※利用者負担上限額(月額)を超えて支払をした場合は助成制度があります。

● お問合せ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

● 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

移動支援事業

● 内容

屋外での移動に困難がある障がい者又は障がい児に対して、外出のための支援を行うことにより、障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促します。

※ 通学やデイサービス事業所等への通所、その他長期又は定期的なもの、通勤、営業行為等の経済活動に係るものは対象となりません。

● 対象者

- ❖ 全身性障がい者(児)又は車椅子を常時利用している方
- ❖ 療育手帳の交付を受けている方
- ❖ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及びこれに準ずる方
- ❖ 発達障がいと診断された方

● 利用者負担額

原則 1 割を事業者を支払います。(利用者負担上限額(月額)0円の方を除く)

※事業の実施に係る食料費、移動に係る交通費等その他実費については、別途利用者の負担となります。

● 利用者負担上限額(月額)

所得区分	生活保護 世帯	市町村民税非課税世帯		一般(市町村民税課税世帯)	
		低所得1	低所得2		
障がい者	0円	0円	0円	所得割 16 万円未満 9,300円	所得割 16 万円以上 37,200円
障がい児	0円	0円	0円	所得割 28 万円未満 4,600円	所得割 28 万円以上 37,200円

※利用者負担上限額(月額)を超えて支払をした場合は助成制度があります。

● お問合せ古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

● 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

地域活動支援センター

● 内容

創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進などの活動を行います。

❖地域活動支援センターⅠ型

■地域活動支援センター^{きらめき} 煌

坂東市沓掛411-1 TEL 0297-30-3071

❖地域活動支援センターⅢ型

■NPOふれあい

古河市新久田 271-1 TEL 0280-48-6719

■みどりの家 夢

古河市新久田 271-1

● 対象者

障害者手帳を交付されている方又は医師の意見書により同程度と判断された方

● 利用者負担額

無料 ※但し保険料、昼食・おやつ等の諸費用は実費

● お問合せ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

● 申請窓口

障がい福祉課

デイスティ 古河市障がい児・者緊急一時預かり事業

● 内容

普段、介護しているご家族が病気や冠婚葬祭などの所用があるときに、障がい児(者)を一時的にお預かりします。

● 対象者

障がい児(者) ※但し、手帳の有無は問いません。

● 利用者負担額

1時間 500円(1日につき上限2,500円まで)※昼食・おやつは各自持参
(生活保護世帯、市町村民税世帯非課税世帯は無料)

● 場所

古河福祉の森会館内・古河市三和地域福祉センター

● 利用時間

原則 午前9時～午後6時まで

(※特別な事由がある場合は午前8時30分～午後7時まで)

● お問合せ

古河市社会福祉協議会 〒306-0044 古河市新久田 271-1(古河福祉の森会館)

TEL 0280-47-0150

● 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者の派遣)

● 内容

聴覚、音声、言語機能障がいのある人が、病院、学校、保育所、各種相談などに行くときに、コミュニケーションが円滑に行われるように手話奉仕員を派遣します。

❖利用目的

- 生命及び健康の維持増進に関する活動(通院等)
- 財産、労働等に関する権利義務を行使する場合
- 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公共機関との連絡調整
- 社会参加を促進する学習活動等を行う場合
- 冠婚葬祭等地域生活及び家庭生活に関すること

❖利用出来ない場合

- 営利を目的とする活動
- 政治活動や宗教活動

● 利用者負担額

なし

● お問合せ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

● 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

広報録音版発行事業

- 内容

視覚障がい者に対して古河市広報録音版を発行しています。(月 1 回)

- 利用者負担額

なし

- お問合せ・申請窓口

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

点字図書・録音図書(カセット版・CD版)の貸出

- 内容

視覚障がい者に対して点字図書及び録音図書(カセット版・CD版)の貸し出しを行っています。希望する方は、利用登録をしてください。また、録音図書CD版を聴くためのプレクストークの貸し出しも行っています。

- 手続き

電話等で申し込んでください。

- 費用

無料

- 窓口

茨城県立視覚障害者福祉センター(点字図書館)

〒310-0055 水戸市袴塚 1-4-64

TEL 029-221-0098 FAX 029-221-0234

点字による即時情報ネットワーク事業

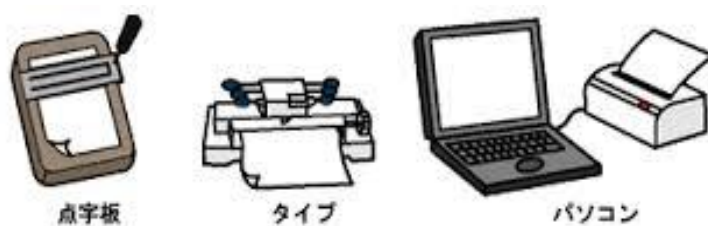
- 内容

新聞等の最新の情報を、パソコン通信ネットワークにより、点字情報で受信する端末を視覚障害者福祉センターに配備し、視覚障がい者に迅速に提供しています。

- 実施主体

茨城県視覚障害者協会(〒310-0055 水戸市袴塚 1-4-64)

TEL 029-221-0098 FAX 029-221-0234



6. 助 成 ・ 補 助 等 に つ い て

重度障害者(児)住宅リフォーム助成制度

● 内容

重度の障がい者(児)の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改修する場合に費用の一部を助成しています。

● 対象者

前年の所得が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方で且つ、次のいずれかに該当する方

①下肢又は体幹の障がい程度が1級又は2級の身体障害者手帳を有する方

②総合判定Ⅳの療育手帳を有する方

● 対象工事

住宅内外における移動を容易にするための設備等の整備又は工事

〔階段、廊下、居室、浴室、便所、洗面所、台所等の使用を容易にするため設備等の又は工事〕

● 助成額

改修費用(350,000 円を限度)の 3/4(262,000 円を限度)

※助成額を超えた分は、自己負担になります。

● お問合せ・申請窓口

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

古河市福祉タクシー利用料金助成

● 内容

適切な医学的治療を確保するため、通院及び機能回復訓練施設への通所に要する費用(タクシー代)を助成します。事前に申請が必要となりますので障がい福祉課へご相談ください。

● 対象者

❖身体障害者手帳3級以上の方

❖視覚障害4級又は肢体不自由下肢障害4級以上の方

❖療育手帳Ⅳ又はAの方 ❖精神障害者保健福祉手帳2級以上の方

※ただし、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方、医療機関に入院、介護保険施設に入所、短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用している方、障害者施設に入所している方、短期入所、グループホーム、有料老人ホーム、ケアハウス等で継続的に生活している方、生活保護を受給している方、古河市高齢者通院等交通費助成を受けている方は、対象外となります。

- 助成額

利用料金の半額/月(限度額 月額6,000円)

- 利用回数

片道1回として20回を限度とする。

- お問合せ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

- 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

古河重度障害児(者)歯科治療施設通院助成

- 内容

歯科治療のため、自宅から20km以上の距離にある歯科治療施設に通院した際に、交通費を助成します。事前に申請が必要となりますので障がい福祉課へご相談ください。

- 対象者

肢体不自由1級又は肢体不自由 2 級以上の方

療育手帳④又はAの方

- 助成額

通院1日につき1,000円(但し、月2日を限度)

- お問合せ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

- 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

運転免許取得費用の補助

● 内容

身体障がい者が就労等に伴い、自動車運転免許を取得したときに茨城県指定自動車教習所において要した費用について、補助します。但し、予算に限りがありますので、事前に障がい福祉課へご相談ください。

● 対象者

次のすべてに該当すること

- ❖市内在住で、4級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ❖道路交通法の規定する運転免許の欠格事由に該当せず、かつ、道路交通法施行規則の運転適性試験に合格した方
- ❖就労等のために免許を取得した方
- ❖運転免許証の交付を受けている方

● 助成額

入学金・教習料金・検定料・卒業証明書交付手数料等教習所に納入する経費

- ❖補助基本額 1人 150,000円以内
- ❖補助率 3分の2以内
- ❖補助限度額 1人 100,000円以内

● お問合せ・申請窓口

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

自動車改造費用の補助

● 内容

重度の身体障がい者が、就労等のため使用する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造する必要があるときに、その費用を助成します。但し、事前に申請が必要となりますので自動車改造前に障がい福祉課へご相談ください。

● 対象者

次のすべてに該当する方

- ❖古河市在住で、身体障害者手帳の交付を受けている方
- ❖1・2級の上肢、下肢又は体幹機能障害で、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない世帯に属する者
- ❖就労等のために自動車を改造する者
- ❖過去5年間のうちに、当該補助を受けていない方

❖当該年度内に改造が完了すること

● 助成額

❖補助基準額 1件 100,000 円以内

❖補助率 10／10 以内

● お問合せ・申請窓口

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

身体障がい者のための運転教習所

● 対象者

就職するために自動車運転免許を取得希望の身体障がい者で、公共職業安定所に求職を登録し、運転試験場の適性検査に合格した者

● 期間

3ヵ月(入所は、1月、4月、7月、10月)

● 費用教習費

無料(検定料等自己負担あり) ※身体障がい者専用宿舍あり(有料)

● お問合せ

身体障害者運転能力開発訓練センター(東園「あずまえん」)

〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内 2-1-46

TEL 048-481-2711 FAX 048-481-6578

身体障害者補助犬の給付

● 内容

重度の障がい者の就労等社会活動への参加を促進するため一定の条件のもとに身体障害者補助犬を給付しています。

● 補助犬の種類

盲導犬・聴導犬・介助犬

● 対象者

満 18 歳以上の在宅の身体障がい者で、次の全てを満たす方

❖以下の等級の身体障害者手帳をお持ちの方

■視覚障害 1 級又は2級

■肢体不自由 1・2 級又はこれに準ずる障がい

■聴覚障害 2 級又はこれに準ずる障がい

❖社会参加と自立更生に効果があると認められること

❖身体障害者補助犬を適切に利用し、飼育できると認められること

● 費用負担

前年の所得税課税状況に応じて、自己負担金がかかることがあります。

補助犬の給付後、補助犬の飼育にかかる費用は自己負担となります。

● お問い合わせ

茨城県障害福祉課

TEL 029-301-3363 FAX 029-301-3370

● 申請書等提出窓口

古河市障がい福祉課で受付し、茨城県障害福祉課へ送付します。

〒306-0221 古河市駒羽根 1501

古河市総和福祉センター「健康の駅」障がい福祉課

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594



軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

● 内容

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象として、難聴児の健全な発達を支援するために、補聴器の購入費用の一部を助成します。但し予算に限りがありますので事前に障がい福祉課へご相談下さい。

● 対象者

以下の要件を全て満たす方

- ❖古河市内に住所を有する、18歳未満の方
- ❖補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方
- ❖身体障害者手帳交付の対象とならない方で、原則、聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の方
- ❖市民税所得割額が46万円以上の課税者がいない世帯に属する方
- ❖他の制度により補聴器の購入費の助成又は給付等を受けていない方

● 助成内容

❖助成基準額

補装具の基準額に準じる

(例)

- 高度難聴ポケット型(36,252円+(イヤーマールド9,540円))
- 高度難聴耳かけ型(46,534円+(イヤーマールド9,540円))

❖助成額

助成基準額の範囲内の額で、概ねその3分の2

● お問合せ・申請窓口

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594



特定教育・保育等の利用者負担額の減免

● 内容

教育・保育施設を利用する児童がいるご家庭に、在宅障がい児(者)がいる場合は、児童の保護者等の所得に応じて教育・保育施設の利用料および副食費の負担額が、全部又は一部減免となります。

● 対象の障がいの程度

❖身体障害者手帳の交付を受けている方

❖療育手帳の交付を受けている方

❖精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

❖特別児童扶養手当の受給対象者または国民年金の障害基礎年金等を受けている方

● お問合せ・申請窓口

古河市役所 保育課(総和第二庁舎2階)

TEL 0280-92-3111(代)

7.年 金 に 関 す る こ と

障害基礎年金(国民年金)

● 内容

国民年金に加入中や20歳前に初診日のある病気・けがで、生活や仕事などが制限されるようになったときに支給されます。また、加入をやめた後の病気・けがによるものでも受けられる場合があります。支給には保険料納付要件を満たすことが必要です。

20歳前に初診日がある方は、20歳から支給されます。

● 年金額

年金法1級 年額 1,020,000円(昭和31年4月1日以前に生まれた方 1,017,125円)

年金法2級 年額 816,000円(昭和31年4月1日以前に生まれた方 813,700円)

※障害者手帳の等級と国民年金法の等級とは異なります。

● お問い合わせ

古河市役所 古河庁舎 国保年金課 TEL 0280-22-5111(代)

障害厚生年金・障害手当金

● 内容

国民年金の障害基礎年金の対象となる障がい者が、厚生年金保険の加入期間中に初診日のある病気・けがにより生じたときに、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。障害基礎年金に該当しない程度の障がいでも、厚生年金保険の障害等級表に該当するときには、厚生年金独自の障害厚生年金(3級)又は障害手当金(一時金)が支給されます。支給には保険料納付要件を満たすことが必要です。

● お問い合わせ

年金事務所(又は勤務先)

下館年金事務所 筑西市菅谷 1720

TEL 0296-25-0829(お客様相談室)



8.手 当 に 関 す る こ と

特別障害者手当

● 内容

精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に対して手当を支給します。

● 対象者

次の[A]～[E]のいずれかに該当している方

[A] 表1の障がいがあること

表1

①	次に掲げる視覚障害 ・両眼の視力が、それぞれ 0.03 以下のもの ・一方の眼の視力が 0.04、他方の眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計の測定の結果、両眼の I / 4 (1の4) 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 (1の2) 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
②	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
③	両上肢の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の全ての指を欠くもの又は両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するものを含む。)
④	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
⑤	体幹の機能の障害により座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
⑥	① から⑤までに掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑤までと同程度以上と認められる状態であって、他人の介助を受けなければ、日常生活の用を足すことのできない程度のもの
⑦	精神の障がいであって、①から⑥までと同程度以上と認められる程度のもの

[B] 表1(前頁)の障がい一つと表2の障がい2つ以上あること(表1の障がいと表2の障がいは別の障がいであることが必要です)

表2

①	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの又は一方の眼の視力が 0.08、他方の眼の視力が手動弁以下のもの
②	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
③	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
④	そしゃく機能を失ったもの
⑤	音声又は言語機能を失ったもの
⑥	両上肢の親指及び人さし指の機能を全廃したもの又は両上肢の親指及び人さし指を欠くもの
⑦	1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの
⑧	1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
⑨	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
⑩	①から⑨までに掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期に渡る安静を必要とする症状が①から⑨までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
⑪	精神の障がいであって、①から⑩までと同程度以上と認められる程度のもの

- ☐ 表1の③、④、⑤のいずれか1つの障がい进行を有し、かつ日常生活動作に著しい不自由があること(次の日常生活動作評価表の点数の合計が 10 点以上)

日常生活動作評価表

動作	ひとりでできる場合	ひとりでできてもうまくできない場合	ひとりでは全くできない場合	得点
タオルを絞る(水をきれる程度)	0 点	1 点	2 点	
座る(正座・横座り・あぐら・脚なげだしの姿勢を維持する)	0 点	1 点	2 点	
立ち上がる	0 点	1 点	2 点	
片足で立つ	0 点	1 点	2 点	
階段の昇降	0 点	1 点	2 点	
動作	5 秒以内にできる場合	10 秒以内にできる場合	10 秒ではできない場合	得点
とじひもを結ぶ	0 点	1 点	2 点	

動作	30 秒 以 内 に で き る 場 合	1 分 以 内 に で き る 場 合	1 分 で は で き な い 場 合	得 点
かぶりシャツを着 て脱ぐ	0 点	1 点	2 点	
ワイシャツのボタ ンをとめる	0 点	1 点	2 点	
合計				

Ⓓ 重度の内部障がい又はその他の長期にわたる安静を必要とする疾患を有し、かつ絶対安静が必要なこと

Ⓔ 重度の精神障がいのため、日常生活能力に著しい障がいのあること(次の日常生活能力判定表の点数が 14 点以上)

日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0 点	1 点	2 点
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2 用便(月経)の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との 会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から 身を守る(交通事故)	守ることができ る	不十分ながら守ることが できる	守ることができない
小計		点	点
合計		点	

❖支給制限

●受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき(受給資格者の所得には非課税である障害基礎年金を含む。)

●施設に入所している方。

●病院等に3ヵ月を超えて入院している方。

● 手当額

月額 28,840円

- 支給月
年4回(2月、5月、8月、11月)
- お問合せ
古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)
TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594
- 申請窓口
障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

障害児福祉手当

- 内容
日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度の障がい児(20歳未満)に対して手当を支給します。
- 対象者
重度障がい児20歳未満で下記に該当される方

①	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
②	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
③	両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
④	両上肢のすべての指を欠くもの
⑤	両下肢の用を全く廃したもの
⑥	両大腿を2分の1以上失ったもの
⑦	体幹の機能に座っていることのできない程度の障がいをもつもの
⑧	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、他人の介助を受けなければ、日常生活の用を足すことのできない程度のもの
⑨	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
⑩	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

❖支給制限

- 受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき(受給資格者の所得には非課税である障害基礎年金を含む。)
- 施設に入所している方。
- 障がいを支給事由とする年金給付を受けているとき。

- 手当額
月額 15,690円
- 支給月
年4回(2月、5月、8月、11月)
- お問合せ
古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)
TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594
- 申請窓口
障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

在宅心身障害児福祉手当

- 内容
心身に障がいのある在宅の20歳未満の障がい児を養育している父母又はその養育者に支給されます。
- 対象者
 - ❖身体障がいの程度が身体障害者手帳のおおむね 1 級～3 級程度の人(内科的疾患含む)
 - ❖療育手帳の判定が、A、B程度の知的障がい(重複障がいを含む)又は同程度の精神障がいがある人
- ※父母又はその養育者と同居していない人、障害児福祉手当を受給している方は対象になりません。
- 支給月
年2回(10月、3月)
- 手当額
月額 3,000円
- お問合せ
古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)
TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594
- 申請窓口
障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

特別児童扶養手当

● 内容

心身に障がいのある20歳未満の児童を家庭で監護している父、もしくは母、または、父母にかわってその児童を養育している方が手当を受けることができます。

● 対象者

級	特別児童扶養手当 1 級	特別児童扶養手当 2 級
障 が い の 程 度	①身体障害者手帳のおおむね 1 級・2 級程度に該当するもの(内部的疾患を含む) ②療育手帳の総合判定が ㊤・A 程度の知的障がい又は同程度の精神障がいのもの	①身体障害者手帳のおおむね 3 級程度(下肢障害については 4 級の一部を含む)に該当するもの(内部的疾患を含む) ②療育手帳の総合判定が B 程度の知的障がい又は同程度の精神障がいのもの

❖支給制限

- 手当を請求する人(父母又は養育者等)の前年の所得が一定金額以上であるとき、又は手当を請求する人と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき
- 児童が施設(通園、通所施設は除く)に入所中のとき
- 児童が法に定める公的年金を受給しているとき(児童扶養手当との併給可)

● 手当額

❖1級 対象児1人につき 月額 55,350円

❖2級 対象児1人につき 月額 36,860円

● 支給月

年3回(4月、8月、11月)

● お問合せ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

● 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

児童扶養手当

● 内容

父(または母)が一定の障がいの状態にある家庭の児童を監護している母(または父)、に支給されます。ひとり親家庭の父または母が障がいの状態にある場合は、障がいの程度は問いません。

● 対象の障がいの程度

- ❖両目の視力がそれぞれ0.03以下のもの
- ❖両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ❖両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
- ❖両上肢のすべての指を欠くもの
- ❖両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの
- ❖両下肢の機能に著しい障がいをもつもの
- ❖両下肢を足関節以上で欠くもの
- ❖体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをもつもの
- ❖前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいをもつもの
- ❖精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいをもつもの
- ❖傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいをもつものであるものとして、厚生労働大臣が定めるもの

● 手当額(令和6年4月現在)

対象児童が1人の場合 全部支給 45,500円

一部支給 10,740円～45,490円

※受給者またはその配偶者、同居の扶養義務者に一定額以上の所得があるときは、手当額の一部または全部の支給が制限されます。

※児童が障害年金の加算対象になっている場合は、加算額と手当額の差額が支給。

※心身におおむね中度以上の障がい(特別児童扶養手当2級と同等程度以上)がある児童は20歳の誕生日の前日にかかる月分までが支給対象となる。

● お問合せ

古河市役所 こども政策課(総和第二庁舎2階)

TEL 0280-92-3111(代)

心身障害者扶養共済制度

● 内容

心身障がい者の保護者が生存中に掛金を納付することにより、保護者の死亡などの場合に障がい者に終身年金を支給する任意加入制度

● 加入対象者

心身障がい者を扶養している65歳未満の保護者

❖ 障がい程度

- 療育手帳の所持者、又は知的障がい者(児)と判定された方
- 身体障害者手帳1～3級所持者
- 精神又は身体に永続的な障がいのある人で、上記と同程度の障がいと認められる人

● 加入口数

2口まで加入できます。(1口につき月額 20,000 円が支給されます)

● 掛金額(平成 20 年 4 月 1 日改正)

加入者となったときの年齢	平成 20 年 4 月以降 の加入者	平成 20 年 3 月までの 加入者
35 歳未満の者	9,300 円	5,600 円
35 歳以上 40 歳未満の者	11,400 円	6,900 円
40 歳以上 45 歳未満の者	14,300 円	8,700 円
45 歳以上 50 歳未満の者	17,300 円	10,600 円
50 歳以上 55 歳未満の者	18,800 円	11,600 円
55 歳以上 60 歳未満の者	20,700 円	12,800 円
60 歳以上 65 歳未満の者	23,300 円	14,500 円

● 手続き

❖ 申込書

❖ 障がいを証明する書類(手帳の写し等)

❖ 住民票の写し 申込者告知書等

● お問合せ・申請窓口

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

9. 医 療

自立支援医療(精神通院)

● 内容

精神通院医療指定の医療機関で医療を受けた場合に、医療費の公費負担を受けることができます。

● 有効期間

1年間 ※(毎年、継続して受診される方は毎年更新手続きが必要となります。)

● 利用者負担額

原則1割負担

※ 世帯(同一健康保険加入者)の所得状況等に応じて上限月額が設定されます。

所得区分	自己負担割合	1ヵ月の自己負担上限額	
		重度かつ継続に該当しない	重度かつ継続に該当する
①生活保護世帯	0 割	0 円	
②市町村民税非課税世帯 (本人収入額 80 万円以下)	1 割	2500 円	左記と同じ (認定の必要なし)
③市町村民税非課税世帯 (本人収入額 80 万円超)		5000 円	
④市町村民税(所得割)3 万 3 千円未満		上限なし	5000 円
⑤市町村民税(所得割)23 万 5 千円未満			10000 円
⑥市町村民税(所得割)23 万 5 千円以上	(右記)	(自立支援医療外: 一般医療と同じ扱い)	20000 円 (自己負担 1 割)

● 手続き

新規申請	自立支援医療申請を新たに受けるとき ・申請書 ・診断書(障害者手帳と同時申請の場合は手帳用診断書) ・保険証(同一健康保険加入者全員分) ・<u>同一健康保険加入者個人番号(マイナンバー)の分かるもの</u> ・受診する病院・薬局の名称・住所・電話番号の分かるもの ◎有効期間開始日は、自立支援医療申請日からです。
------	---

再認定申請	有効期限の終了する 3 ヶ月前から申請できます。 新規申請と同様です。但し、診断書については、2年に1回の提出となります。(古い受給者証をお持ちの方は持参)
記載事項変更 申請	氏名、保険の種類、住所、(県内)を変更した場合 記載事項変更届に記入し、受給者証に訂正
変更申請	医療機関及び薬局の変更及び追加した場合 ※保険証変更に伴い、上限額も同時に変更の場合(この場合は記載事項変更届は不要です) 申請書用紙に記入(変更に○をつける) 申請書には、変更箇所のみでなく、全て記入する 訂正箇所を受給者証に訂正 <u>同一健康保険加入者個人番号(マイナンバー)の分かるもの</u>
都道府県内の 住所変更	県外で受給者証をお持ちであった方が県内へ転入した場合 ※前住所地で交付された期限まで、茨城県で新規認定されます。 ・申請書 ・印鑑 ・他都道府県の受給者証 ・世帯の所得の分かるもの(前住所地で課税証明を取る) ・診断書写し(持っていない場合は、「自立支援医療診断書(写し)の提供に関する同意書」を記入してもらいます) ・前住所地へこちらから依頼をします。 ・保険証(同一健康保険加入者全員分) ・ <u>同一健康保険加入者個人番号(マイナンバー)の分かるもの</u> ※新しい診断書を持って来た場合、新規申請扱いとします。 (有効期限 2 年間で交付)
受給者証の 返還	有効期間が満了したとき 他の都道府県に住所を移し、再手続きが完了したとき
再交付申請	受給者証を紛失又は汚損したとき ・申請書 ・ <u>個人番号(マイナンバー)の分かるもの</u>

● お問合せ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)
TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

● 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

自立支援医療(更生医療)

● 内容

障がい部位に対する手術等により、障がいを軽減し日常生活の便宜を図るための医療費の一部が給付されます。

● 対象者

身体障害者手帳を交付された18歳以上の方で手術等により障がいが軽減されると判定された方

● 対象医療の具体例

障害区分	対象となる医療の具体例
視覚障害	網膜剥離手術、水晶体摘出手術、虹彩切除術、角膜白斑角膜移植術、など
聴覚平衡機能障害	形成術等(外耳性難聴)、穿孔閉鎖術、鼓膜剥離術耳管開通処置、慢性の炎症に対する処置、変形癒着等に対する外科的処置、人工内耳術、など
音声・言語・そしゃく機能障害	人工咽喉術、食道音声の取得訓練、歯科矯正術口蓋形成術、など
肢体不自由	関節授動術、関節形成術、人工関節(骨頭)置換術関節固定術、関節制動術、腱延長術、腱移植術運動神経切除・遮断術、皮膚移植、理学療法、作業療法物理療法、装具療法、など
心臓機能障害	人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、徐細動器埋込術、冠動脈バイパス術、人工血管植込術、心臓移植術、など
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術(抗免疫療法を含む)など
肝臓機能障害	肝臓移植術(抗免疫療法を含む)など
小腸機能障害	中心静脈栄養法、など
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調整法、など

● 有効期間

通常は概ね3ヵ月以内の期間となります。ただし、長期にわたって治療を継続しなければならない下記の場合は、最長1年間の有効期間をとることができます。

- ❖腎臓機能障害における人工血液透析(自己連続式腹膜灌流 CAPD を含む)
.....「重度かつ継続」該当
- ❖腎臓移植後の抗免疫療法.....「重度かつ継続」該当
- ❖肝臓移植後の抗免疫療法.....「重度かつ継続」該当
- ❖免疫機能障害における抗HIV療法等.....「重度かつ継続」該当

❖小腸機能障害における中心静脈栄養法……………「重度かつ継続」該当

● 利用者負担額

原則として医療費の1割及び入院時の食費

※ 所得等に応じて下記のとおり上限が決められていて、負担が重くなりすぎないように
なっています。

区分	対象となる世帯	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円・自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で、 障害者の年収が80万円以下	2,500 円
低所得2	住民税非課税世帯で 低所得1以外	5,000 円
中間1	住民税課税世帯で、 市民税額(所得割)が 3万3千円未満	医療保険の自己負担限度額と同額 (※「重度かつ継続」に該当する場合は 5,000 円)
中間2	住民税課税世帯で、 市民税額(所得割)が 3万3千円以上23万5千円未満	医療保険の自己負担限度額と同額 (「重度かつ継続」に該当する場合は 10,000 円)
一定以上	住民税課税世帯で、 市民税額(所得割)が 23万5千円以上	自立支援医療費支給の対象外 (「重度かつ継続」に該当する場合は 20,000 円)

※ 世帯の範囲は同一の保険加入者全てになります。

● 手続き

❖自立支援医療費(更生医療)支給認定申請書

❖意見書(厚生労働大臣又は県知事の指定した指定更生医療機関の主として更生医療
を担当する医師が作成したもの)

❖身体障害者手帳

❖健康保険証(世帯分)

❖障がい者本人の障害年金等収入のわかるもの(非課税世帯の場合)

❖特定疾病療養受療証の写し(人工透析導入した方の場合)

● お問合せ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

● 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

自立支援医療(育成医療)

● 内容

18歳未満で身体に障がいや病気があり、放置すると将来身体に障がいが残る可能性があるが、手術等の治療で生活能力の改善が期待できるお子さんに対して、医療費の一部を公費で負担する制度です。

● 利用者負担額

原則として医療費の1割負担

※ 所得等に応じて下記のとおり上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにになっています。

区分	対象となる世帯	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円・自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で、障害者の年収が80万円以下	2,500円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間1	住民税課税世帯で、市民税額(所得割)が3万3千円未満	5,000円
中間2	住民税課税世帯で、市民税額(所得割)が3万3千円以上23万5千円未満	10,000円
一定以上	住民税課税世帯で、市民税額(所得割)が23万5千円以上	自立支援医療費支給の対象外 (「重度かつ継続」に該当する場合は20,000円)

※ 世帯の範囲はお子さんと同じの保険加入者全てになります。

● 手続き

❖ 自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書

❖ 意見書(厚生労働大臣又は県知事の指定した指定育成医療機関の主として育成医療を担当する医師が作成したもの)

❖ 健康保険証(お子さんと同じ医療保険に加入しているご家族全員分)

❖ 保護者が障害年金等や特別児童扶養手当等を受給している場合は、受給状況のわかるもの(非課税世帯の場合)

● お問合せ・申請窓口

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

指定難病患者医療福祉助成金

● 内容

指定難病患者に対して医療福祉助成金を支給しています。

● 対象者

古河市に在住し、保健所で指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている人で医療費の自己負担がある人(小児慢性特定疾患医療は対象外となります)

● 支給額

指定難病特定医療費の自己負担額(ただし、月 4,000 円を上限とします。また、マル福受給者証をお持ちの人は、マル福制度ご利用後の自己負担額を基準とします)

● 必要書類

- ❖指定難病特定医療費受給者証・上限額管理票(写し可)
- ❖医療機関の発行する領収書[※公費分(指定難病分)の金額のわかるもの]
- ❖金融機関の通帳(新規・変更の方のみ)

● 申請期限

上半期(3月～8月)分の申請・・・9月1日～9月30日

下半期(9月～2月)分の申請・・・3月1日～3月31日

● お問合せ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

● 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

重度障がい者(児)に対する医療費の助成

● 内容

重度心身障がい者(児)の方々の医療費を助成しています。なお、本人又は家族の所得額が茨城県の定める制限額を超えている方は対象となりません。

● 対象者

- ①身体障害者手帳1級または2級
- ②身体障害者手帳3級の内部障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能)
- ③身体障害者手帳3級かつ児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された方
- ④身体障害者手帳4級かつ児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数

が50以下と判定された方

⑤児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定された方

⑥障害年金1級の受給権者

⑦特別児童扶養手当1級の支給対象となった児童

⑧精神障害者保健福祉手帳 1 級

⑨精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級または4級

⑩精神障害者保健福祉手帳2級かつ児童相談所又は知的障害者更生相談所において、
知能指数が50以下と判定された方

※65歳以上の方(うち該当要件が④の方においては、身体障害者手帳の内容が音声
機能障害、言語機能障害または下肢障害1・3・4号いずれかに該当する方)は、後期
高齢者医療制度に加入する必要があります。

● 対象となる医療費

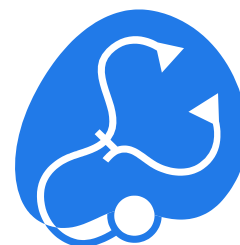
❖医療保険が適用となる入院及び外来診療費

❖医師の処方箋により処方された薬代

❖接骨院、整骨院の施術費

❖治療用装具費(コルセット)の自己負担額

※保険診療外費用や入院時の差額ベッド代、食事代は対象外です。



● お問い合わせ

古河市役所 古河庁舎 国保年金課 TEL 0280-22-5111

後期高齢者医療制度への加入

● 内容

65歳以上75歳未満の方で、障害の程度が以下の要件に該当し、茨城県後期高齢者医療広域連合へ申請のうえ認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

● 該当要件

①国民年金法における障害年金1級または2級の受給者

②身体障害者手帳1～3級の該当者

③身体障害者手帳4級の音声または言語機能障害、下肢障害の1号、3号または4号該当者

④精神障害者保健福祉手帳1級、2級該当者

⑤療育手帳Aまたは(A) 該当者

● お問い合わせ

古河市役所 古河庁舎 国保年金課 TEL 0280-22-5111

10. 税金の減免等について

所得税、市・県民税の減免

● 所得税、市・県民税の控除

本人または控除対象配偶者・扶養親族が障がい者の場合、所得金額から下記の控除額を差し引くことができ、税金が軽減されます。給与所得者の方は年末調整の際に、それ以外の方は確定申告の際に申告をすることにより障害者控除を受けることができます。

種類	対象・条件	控除額	
		所得税	市・県民税
障害者控除	身体障害者手帳 (3～6 級) 療育手帳 (B, C) 精神障害者保健福祉手帳 (2, 3 級)	27万円	26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳 (1, 2 級) 療育手帳 (Ⓐ, A) 精神障害者保健福祉手帳 (1 級)	40万円	30万円
	控除対象配偶者及び扶養親族 が、特別障害者かつ同居である 場合(本人除く)	特別障害者 控除 +35万円 (75万円)	特別障害者 控除 +23万円 (53万円)

● 市・県民税の非課税

本人が上記の障害者控除を受けており、前年中の合計所得金額が 135万円以下の場合、本人の市・県民税が非課税となります。

● お問合せ

【所得税】 古河税務署 〒306-8686 古河市北町 5-2 TEL 0280-32-4161

【市・県民税】 古河市役所 古河庁舎 市民税課 TEL 0280-22-5111(代)

自動車税(種別割・環境性能割)減免

● 内容

心身に障がいのある人が使用する自動車、若しくはこれらの方と生計を一にする方が障がいのある人のために使用する自動車、または心身に障がいのある人のために常時介護する方が使用する自動車は、一定の要件を満たす場合に減免されます。

● 減免を受けることができる障がいの程度

障害区分			自動車税(種別割・環境性能割)	
			本人が運転する場合	生計を一にする方又は障害者を常時介護する方が運転する場合
身体障害者手帳	視覚障害		1級～4級	
	聴覚障害		2級及び3級	
	平衡機能障害		3級	
	音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
	上肢不自由		1級及び2級	
	下肢不自由		1級～6級	1級～3級
	体幹不自由		1級～3級及び5級	1級～3級
	運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	
		移動機能	1級～6級	
	内部		1級～3級	
療育手帳			㊤及びA	
精神障害者保健福祉手帳			1級で自立支援医療受給者証又は医療福祉費受給者証をお持ちの方、もしくは通院されている方	

● 減免の対象となる自動車

障がいのある人が自ら使用する自動車又は専ら障がいのある人の通院や通学、通所等に使用される自動車

● お問合せ

【筑西県税事務所】〒308-8511 筑西市二木成 615(筑西合同庁舎1階)

TEL 0296-24-9190

【境支所】〒306-0404 猿島郡境町長井戸320 TEL 0280-87-1120

※軽自動車の減免についてのお問合せ

古河市役所 古河庁舎 市民税課 TEL 0280-22-5111(代)

その他(事業税・相続税・贈与税・新マル優制度)

● 事業税の非課税

❖内容

あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸、柔道整体などの事業を営む場合、非課税になります。

❖対象者

両目の視力が 0.06 以下の視覚障がい者

❖お問合せ

【筑西県税事務所】 〒308-8511 筑西市二木成 615(筑西合同庁舎1階)

TEL 0296-24-9190

【境支所】 〒306-0404 猿島郡境町長井戸320 TEL 0280-87-1120

● 相続税の控除

❖内容

障がい者(児)が相続により財産を取得する場合、控除が受けられます。

財産の相続を受ける方の障がいの程度、年齢に応じて税が軽減されます。

区分	軽減される税額
一般障害者控除	(85歳－相続開始時の年齢)×10万円
特別障害者控除	(85歳－相続開始時の年齢)×20万円

❖お問合せ

古河税務署 〒306-8686 古河市北町 5-2 TEL 0280-32-4161

● 贈与税の非課税

❖内容

特別障害者を受給者とする「特別障害者扶養信託契約」により、金銭・有価証券その他の財産を信託銀行等に信託したときは、その信託受益権の価格のうち、6,000 万円まで、非課税となります。

❖お問合せ

古河税務署 〒306-8686 古河市北町 5-2 TEL 0280-32-4161

● 新マル優制度(定期預金等の利子非課税)

❖内容

非課税貯蓄申告書の記載額が 350 万円までの定期預金等が非課税になる制度で預貯金等、公債、郵便貯金の合計 1,050 万円までが非課税の限度額になります。

※郵政民営化に伴い平成 19 年 10 月 1 日から郵便貯金の取扱いが変わりました。

❖お問合せ

詳しくは銀行・郵便局にお尋ねください。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

● 減額の対象となる住宅

古河市の区域内に、新築された日から 10 年以上を経過した住宅で、令和8年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事が行われたものについては、家屋の固定資産税が減額されます。（都市計画税は減額されません。）

ただし、賃貸住宅などの場合は、減額の対象となりません。

● 減額の対象となる要件

- ❖ 居住部分の割合が、住宅として使用している家屋の2分の1以上であること。
- ❖ 改修後の住宅の床面積が 50 平方メートル以上 280 平方メートル以下であること。
- ❖ 次のいずれかに該当する方が居住する住宅であること。
 - ① 65 歳以上の人
 - ② 要介護認定または要支援認定を受けている人
 - ③ 障がい者の認定を受けている人
- ❖ 次の改修工事に該当し、工事費などの自己負担（改修工事に関する国又は地方公共団体からの補助金などの費用を除く。）が50万円超であること。
 - ① 廊下などの拡幅
 - ② 階段の勾配の緩和
 - ③ 浴室の改良
 - ④ トイレの改良
 - ⑤ 手すりの取り付け
 - ⑥ 床の段差の解消
 - ⑦ 引き戸・折戸等への取り替え
 - ⑧ 床表面の滑り止め化

● 減額される範囲

改修工事が完了した年の翌年度 1 年分に限り、減額の対象となる住宅用の家屋 1 戸当たりの面積が 100 平方メートルに相当する分を限度として、家屋分の固定資産税の 3 分の 1 が減額されます。

● お問合せ・手続き

古河市役所 古河庁舎 資産税課 TEL 0280-22-5111(代)

11.資金貸付制度

生活福祉資金の貸付

● 内容

低所得、障がい者及び高齢者世帯に、資金の貸付けと合わせて必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、また在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。

● 資金の種類・目的

❖総合支援資金

生活の立て直しのための継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金

❖福祉資金

一時的な資金(福祉用具等の購入、障害者用自動車購入、負傷または疾病の療養等)

❖緊急小口資金

❖教育支援資金

高等学校、大学等の費用

❖不動産担保型生活資金

お住まいの不動産を担保とした生活費

● 貸付利子

連帯保証人ありのとき無利子

連帯保証人なしのとき年 1.5%(教育支援資金及び緊急小口資金は無利子です。)

● 実施主体

茨城県社会福祉協議会 〒310-0851 水戸市千波町 1918(茨城県総合福祉会館内)

TEL 029-244-4559

● お問合せ

古河市社会福祉協議会 〒306-0213 古河市北利根 10(たんぽぽ館内)

TEL 0280-92-7017 FAX 0280-33-6777

12. 公 共 料 金 ・ そ の 他 の サ ー ビ ス

有料道路通行料金の割引

● 内容

日常生活において有料道路を利用する際に自立と社会活動への参加と支援のため通行料金について割引措置を行います。

● 対象者

❖身体障がい者が自ら運転する自動車[第2種身体障害者]

❖重度の身体障がい者又は知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が運転する自動車(原則として、障がい者と生計を一にする者が所有する自動車。ただし、営業用の自動車を除く。)[第1種障害者]

❖対象となる車

■障がい者又は障がい者本人の親族等が所有するもの

■重度障がい者の場合で、上記の方が自動車を所有しない場合は障がい者を常時介護している方が所有するもの

■自動車を保有されていない場合でも、事前申請において登録していない自動車を割引の対象にすることが出来ます。(一部対象とならない車両があります)

● 割引率

通行料金の半額

● 手続き

身体障害者手帳・療育手帳

自動車車検証

免許証(第2種身体障害者の方)

※ETC 利用の場合

本人名義の ETC カード(本人が未成年の場合は保護者名義可)

ETC 車載器セットアップ申込書・証明書

● お問合せ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

● 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室



JR 運賃の割引

● 内容

身体障害者手帳及び療育手帳を提示することによりJRの運賃が割引になります。

種別	乗車形態	障がい者の年齢	割引対象者	割引になる乗車券の種類				割引率
				普通乗車券	急行券 (特急除く)	回数券	定期券	
第1種障害者	本人が単独で100kmを超える区間を乗車する場合	制限なし	本人	○	×	×	×	5割
	本人が介護者とともに乗車する場合	12歳以上	本人及び介護者	○	○	○	○	
		12歳未満	本人	○	○	○	×	
			介護者	○	○	○	○	
第2種障害者	本人が単独で100kmを超える区間を乗車する場合	制限なし	本人	○	×	×	×	5割
	本人が介護者とともに乗車する場合	12歳未満	介護者	×	×	×	○	

● 利用方法

JRの窓口にて、身体障害者手帳又は療育手帳を提示して割引乗車券を購入ください。介護者の乗車券類は、種類・区間及び有効期間が障害者と同一のものを、障がい者の乗車券類と同時に購入してください。

古河市循環バス(ぐるりん号)運賃の減免

● 内容

障害者手帳等をお持ちの人は、ぐるりん号の運賃が無料になります。すべてのコースにおいて、降車時に手帳をお見せください。

● 対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
※同行される介助者1名も無料になります。

● お問合せ

古河市役所 総和庁舎 交通防犯課 TEL 0280-92-3111(代)

バス運賃の割引

● 内容

身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けた方は次の区分に応じて運賃が割引になります。

割引対象の区分		券種	割引率	
			本人	介護者
第1種	単独利用	普通、定期(割引30%)	50%	
	介護者有	同上	50%	50%
第2種		同上	50%	

● 利用方法

料金支払い時に身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。

● お問合せ・窓口

各バス会社窓口等

航空運賃の割引

● 内容

身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳の交付を受けた3歳以上の方が国内航空会社の国内線を利用される場合、航空運賃が割引になります。

割引対象者	障害者の年齢	割引運賃額
本人及び介護者	3歳以上	各航空運送事業者が設定する額

● 利用方法

航空券販売窓口にて身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳を提示してください。

タクシー料金の割引

- 内容

身体障害者手帳又は療育手帳をもっている方は、県内の利用において、タクシー料金の割引が受けられます。

- 割引額

運賃及び料金の1割

- 利用方法

身体障害者手帳又は療育手帳の提示

- 実施主体

茨城県ハイヤー協会 TEL 029-297-7131

古河市自転車駐車場(古河駅南サイクルセンター・北サイクルセンター)使用料の減免

- 内容

障害者手帳等をお持ちのお客様が、古河市自転車駐車場を定期利用の方法で利用する場合には、申請書の提出により使用料を減免することができます。

- 対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

- お問合せ・申請窓口

古河市役所 総和庁舎 交通防犯課 TEL 0280-92-3111(代)

NHK 受信料の減免

- 内容

NHKの受信料が減免されます。ただし、申請書に証明を受ける必要があります。

- 対象者

全額免除	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税
半額免除	①視覚・聴覚障がい者が世帯主の場合 ②重度の障がい者(身体、知的、精神)が世帯主の場合

- 手続き

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
印鑑

● お問合せ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

● 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

郵便料金等の割引

● 郵便物、ゆうパック等

心身障がい者団体発行の第三種郵便物	詳しくは、郵便局にお問い合わせください。
盲人用郵便物	
点字ゆうパック	
聴覚障がい者用ゆうパック	
心身障がい者用ゆうメール	

● 青い鳥郵便葉書

身体障害者手帳 1、2 級又は療育手帳㊤、Aの方は申請により 1 人につき 20 枚の官製ハガキが配布されます。(年一回、毎年 4 月頃)

受付期間内に最寄の郵便局で申込みください。

● 点字不在配達通知カード

配達の際に受取人が不在の場合、「点字不在配達カード」を差し入れてお知らせします。

NTT 番号案内(104)料金無料(ふれあい案内)

● 内容

登録を行うことにより、無料で番号案内を利用できます。

● 対象者

❖身体障害者手帳の所持者

- ① 視覚障がい者
- ② 肢体不自由者(1・2級の上肢、体幹及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)
- ③ 聴覚障がい者
- ④ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい者

❖療育手帳の所持者

❖精神障害者保健福祉手帳の所持者

● お問合せ

ふれあい案内事務局 : TEL 0120-104-174 FAX 0120-104-134

FAX119

● 内容

聴覚障がいの人、言語障がいの人など電話での 119 番通報が困難な人のために、消防署ではファクシミリによる 119 番通報を受けています。また、ファクシミリ用紙は消防署または市役所各部署で準備しています。

● 通報方法

①FAX119 通報用紙に必要事項を記入してください。

- ・消防車、救急車に来てほしい場所
- ・世帯主、電話・FAX 番号
- ・内容(火災、救急・救助)
- ・救急・救助の場合は、具合の悪い方の性別、氏名、住所、生年月日

※消防本部から返信するため、FAX 番号は必ず記入してください。

②「FAX119 通報用紙」をセットし、局番なしで「119」に送信してください。

③消防本部で受信を確認後、記載された FAX 番号に FAX119 受信用紙を送信します。もし届かない場合は、番号のかけ間違い等により送信されていない場合がありますので、再度送信するとともに、近所の人に助けを求めてください。

④通報後、火災のときは、安全な場所に避難してください。救急・救助の場合は、消防本部より適切な処置方法を FAX で指導します。

● お問い合わせ

茨城西南広域消防本部通信指令課

TEL 0280-47-0135 FAX 0280-47-0075

● 用紙配布場所

茨城西南広域消防本部

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河庁舎・三和庁舎市民総合窓口室

NET119

● 内容

NET119 緊急通報システムは、聴覚や言語に障がいのある人のためのシステムです。

携帯電話・スマートフォンを使い、素早く 119 番に通報することができます。

● ご利用方法

ご利用することができるのは、古河市在住の人で、聴覚・音声・言語またはそしゃく機能の障がいなどの理由で、音声による 119 番通報が困難な人になります。また、NET119 の利用には事前登録が必要となります。

❖申請に必要なもの

■身体障害者手帳

■携帯電話またはスマートフォン

❖注意事項

迷惑メールの設定やアクセス制限をご利用の場合には、設定を変更しないと使用できない場合があります。その場合は、『web119.info』のドメインを利用可能な設定にしてください。設定方法がご不明の場合には、携帯電話・スマートフォンの購入店に問い合わせてください。また、システム利用の際の通信料は自己負担となります。

● お問合せ・申請窓口

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

携帯電話基本使用料等の割引

● 内容

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方の本人名義の携帯電話の基本使用料等が割引になります。割引の内容や割引率、手続きなどに関しては、携帯電話会社によって異なりますので、それぞれの取扱店へお問合せください。

県立施設入場料等の減免

● 内容

障がい者の県立施設等の入場料の減免について、下記県立施設等で入場料の減免を行っています。障がいの種類、等級によって、減免にならない場合がありますので、詳しくは、直接利用される施設にお問い合わせください。

県立施設	身体	知的	精神	備 考
県近代美術館	○	○	○	窓口で手帳の掲示全額減免 介護者 1 名も無料
県つくば美術館	○	○	○	窓口で手帳の掲示全額減免 介護者 1 名も無料
県天心記念五浦美術館	○	○	○	窓口で手帳の掲示全額減免 介護者 1 名も無料
県陶芸美術館	○	○	○	窓口で手帳の掲示全額減免 介護者 1 名も無料
県自然博物館	○	○	○	窓口で手帳の掲示全額減免 介護者 1 名も無料
県立歴史館	○	○	○	窓口で手帳の掲示全額減免 介護者 1 名も無料
偕楽園好文亭	○	○	○	窓口で手帳の掲示全額減免 介護者 1 名も無料
弘道館公園	○	○	○	窓口で手帳の掲示全額減免 介護者 1 名も無料
いばらきフラワーパーク	○	○	○	窓口で手帳の掲示全額減免 介護者 1 名も無料
県植物園(含熱帯植物園)	○	○	○	窓口で手帳の掲示全額減免 介護者 1 名も無料
アクアワールド大洗水族館	○	○	○	窓口で手帳の掲示全額減免 介護者 1 名も無料 ※身体障がい者 3-6 級は本人のみ
国営ひたち海浜公園	○	○	○	窓口で手帳の掲示全額減免 介護者 1 名も無料
つくばエキスポセンター	○	○	○	窓口で手帳の掲示全額減免 介護者 1 名も無料

その他、多くの公共施設等では障がい者の方を対象とした割引制度を設けております。詳しくは、それぞれの施設に直接お問い合わせ下さい。障がいの種別及び等級によって、該当しない場合がありますので、詳しくは、それぞれの施設に直接お問い合わせください。

市施設の使用料減免

● 内容

イーエス中央運動公園内の体育館やテニスコート、陸上競技場、丸勝建設北利根北公園の野球場やテニスコート、サンワ設計ネーブルパーク内の平成館、エイブルスポーツ交流センター、歴史博物館、てん刻美術館、ゴヨー三和健康ふれあいスポーツセンターなど、市施設の利用について、身体障害者手帳等の所持者は、使用料の減免等があります。詳しくは、それぞれの施設に直接おたずねください。



13. 社会参加の促進

各種団体

□ 古河市身体障害者(児)福祉団体連合会

古河市身体障害者(児)福祉団体連合会は市内に居住する障害者手帳を所持している方々の自立と社会参加のために必要な援護指導及び情報の収集・提供を行う等で、身体障がい者の各種活動を支援しています。一泊の研修会、日帰りの歩行訓練、その他(各種イベントの参加)、会報発行等の活動を実践しています。

現在の会員数は約 120 名(総和・三和・古河)です。特に、若い会員の確保の必要性を感じ、青年部の活性化に尽力しています。皆様ぜひご入会頂けますようお願いいたします。

問い合わせ 事務局:(古河市社会福祉協議会)TEL:0280-48-0808

□ 古河視覚障害者協会

視覚に障がいのある人の会で古河市が開催する行事の中で点字講習会であったり、会員相互の理解と親睦を深めるため、夏季にぶどう狩り、秋にリンゴ狩りなどボランティアさんの協力を得ながらレクリエーションを行っています。

問い合わせ 諏訪会長宅:TEL:0280-32-3830

□ 古河鍼灸マッサージ師会

鍼灸マッサージ資格のある会員により、年2回古河市内で市民の皆様の健康増進介護予防のためのマッサージ治療奉仕活動をしたり、資質向上のため、年5回水戸市にて研修会を行っています。また、視覚障害者協会会員と合同でのレクリエーションも行っています。

問い合わせ 小林会長宅:TEL:080-6768-2175

□ 古河市聴覚障害者協会

古河市聴覚障害者協会は会員相互の親睦を図ると共に、聴覚障がい者の福祉及び文化向上の為に活動する事を目的としています。手話で楽しいコミュニケーションをとることによって交流の輪を広げていきたいと考えています。下記の活動を行っています。

- ・講演会 ・料理交流会 ・BBQ 交流会 ・手づくりまつり
- ・ボウリング大会 ・忘年会 ・ふれあい広場への参加
- ・身障者スポーツ大会 ・茨城県聴覚障害者大会などの参加

お互い人間として、ふれあい、助け合い、聴覚障がい者の福祉及び情報交換をして、楽しく活動したいと思います。

問い合わせ 青木会長宅 FAX:0280-48-0777

□ 古河市心身障害児(者)父母の会

私たちは体や心に障がいのある人の親の会です。80名を超えるメンバーで講演会や研修会施設見学クリスマス会、もちつき大会、一泊旅行などの行事を毎年開催しております。また市内のボランティア事業に積極的に参加することにより障がいを持つ家族の連帯や市民との理解や交流活動をめざしております。広く会員を募集しておりますのでお気軽に声をかけてください。

問い合わせ 大高会長宅 TEL:0280-31-1526

□ 古河地方家族会

私たち家族会は、おもに精神に障がいがある家族がいる人たちが集まっている会です。会員数 50 名、年に 5 回定例会を開き、同じ悩みを持つ者どうし近況や困っていること・知りたいことなどお話ししたり、研修会への参加、勉強会の開催など、家族会があることで、心がかかるくなったり、役立つ情報を知ることができるような会にしたいと思っています。それから、ピンポンくらぶ・笑いヨガ講習・バスでおでかけ交流会なども開催しています。他人に話せない悩みを語り合い、励まし、助け合うところ、それが古河地方家族会です。

問い合わせ NPO ふれあい TEL:0280-48-5878

● 団体に関するお問合せ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594



いばらき身障者等用駐車場利用証の交付

● 内容

障がい等のある方が、身障者等用駐車場を利用しやすくすることや、当該制度が広く理解されることによるモラルの向上を図るため、歩行が困難であり、下記の交付基準に該当する方に対して利用証の交付を行います。

❖身体障がい者

区分			等級
視覚障害			4級以上
聴覚又は平衡機能の障がい	聴覚障害		3級以上
	平衡機能障害		5級以上
肢体不自由	上肢		2級以上
	下肢		6級以上
	体幹		5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
内部障がい	心臓機能障害		4級以上
	腎臓機能障害		4級以上
	呼吸器機能障害		4級以上
	ぼうこう又は直腸の機能障害		4級以上
	小腸機能障害		4級以上
	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		4級以上
	肝臓機能障害		4級以上

❖身体障がい者以外の方

知的障がい者	療育手帳の障害の程度が「A」及び「㊦」の方
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方
高齢者	介護保険被保険者証の要介護状態区分等が「要介護1」以上の方
難病患者	指定難病特定医療費受給者証を交付された方 小児慢性特定疾患受診券を交付された方
妊産婦	母子健康手帳を交付された方で妊娠 7 ヶ月～産後 6 ヶ月の方

● 申請方法

交付申請書の提出及び障害者手帳など、対象となることを証するものを提示

● 申請窓口

障がい福祉課、総和庁舎市民総合窓口課、古河・三和庁舎市民総合窓口室

● 利用方法

利用証を車のルームミラーにかけて、身障者等用駐車場をご利用ください。

● 注意事項

利用証制度は、障がい等のある方が利用しやすくなるための制度であり、利用証をお持ちでない方でも、けがや病気などの特別な事情がある場合は身障者等用駐車場を利用することが可能です。ただし、施設によっては身障者等用駐車場の混雑を避けるため、利用を制限している場合があります。

● お問い合わせ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

駐車禁止区域内の駐車許可

● 内容

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている歩行困難な方が使用中の車両について、申請により、駐車禁止除外車両として「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けたときは、県公安委員会が駐車を禁止した区域内でも、他の交通の妨げにならない限り必要最小限の駐車が可能になります。

● 対象者

障害の区分		障害の級別
視覚障害者		1級～3級及び4級 ※4級のうち視野障害は除く
聴覚障害者		2級及び3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級、2級 ※2級のうち、一上肢上腕 1/2 以上を欠くもの、一上肢機能障害は除く
下肢不自由		1級～4級までの各級
体幹不自由		1級～3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動機能	1級～4級の各級
内部機能障害		1級～3級までの各級
知的障害者		㊤ 又はA
精神障害者		1級

● お問い合わせ・申請窓口

古河警察署交通課 TEL 0280-30-0110(代)

障がいのある方への投票制度

● 点字投票

目が不自由な方は点字で投票することができます。

点字投票をする場合、その旨を投票管理者に申し出ると、点字用の投票用紙が交付されます。

● 代理投票

体が不自由などのため、自ら投票用紙に候補者名を記載できない人は、投票所の職員が代筆する代理投票ができますので、投票所の係員に申し出てください(ご家族の方などが代筆することはできません)。

● 郵便による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持っている方で一定の要件に該当する方、または介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方は、衆・参議院議員や知事・県議会議員、市長・市議会議員の選挙の際、自宅で郵便による投票をすることができます。

【対象者】

❖身体障害者手帳に下記の障がいの程度が記載されている人

- ①両下肢、体幹、移動機能の障がい……………1級、2級
- ②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい…1級、3級
- ③免疫、肝臓の障がい……………1～3級

❖戦傷病者手帳に下記の障がいの程度が記載されている人

- ①両下肢、体幹の障がい:特別項症～第2項症
- ②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい:特別項症～第3項症

❖介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5と記載されている人

【手続】

郵便投票証明書の交付を受け、選挙ごとにこの証明書を提示して、選挙の期日4日前までに投票用紙を請求してください。

● その他

投票時に介助が必要な方は、投票所職員が投票のお手伝いをしますので、お声がけください。投票所には、コミュニケーションボード(指差し用・筆談用)を備えています。また、投票支援カードに投票所で必要な支援内容を記入することで、必要な支援を伝えやすくなりますのでご利用ください。投票支援カードは、市ホームページから印刷できます。

● お問合せ

古河市選挙管理委員会(古河庁舎) TEL 0280-22-5111

障がい者福祉バスの運行

- 内容

障がい者の社会活動の促進を図るため、障がい者が車いすのままで乗れる福祉バスを提供し、機能回復訓練、研修会、レクリエーション等への参加の便宜を図っています。

- 乗車定員

31人(乗務員2人を含む)

- 利用人員

障がい者の利用者が原則として 10 人以上

- 利用時間

曜日に関係なく利用できます。ただし、年末年始は運休

- お問合せ・申請窓口

茨城県身体障害者福祉団体連合会

〒310-0851 水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内

TEL 029-241-8295 FAX 029-243-7490

障がい者スポーツ大会

- 茨城県障害者スポーツ大会

県内の障がい者のスポーツを通じた自立と社会参加を推進するとともに、県内の障がい者に対する理解と認識を深めることを目的として行われ、また、障がい者と健常者との交流を促進し、理解と関心を高揚するためスポーツの振興を図っています。

- ◆競技会(個人、団体)

陸上競技(身体、知的)・水泳(身体、知的)・アーチェリー(身体)・卓球(身体、知的、精神)サウンドテーブルテニス(身体)・フライングディスク(身体、知的)・ボッチャ(身体)ボウリング・バスケットボール・ソフトボール・バレーボール・サッカー・フットソフトボール

- ◆レクリエーション競技

キャラクター絵合わせゲーム・物投げゲーム・お菓子取り徒競走・歌

- ◆主催

茨城県、茨城県障害者スポーツ大会・文化協会

- 全国障害者スポーツ大会

平成 13 年度から、これまで別々に開催されていた「全国身体障害者スポーツ大会」と「全国知的障害者スポーツ大会(ゆうあいピック)」を統合して、国内最大の障がい者のスポーツ大会として開催しています。

- お問い合わせ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594

ナイスハートふれあいフェスティバル(障がいのある人の文化祭)

- 内容

障がい者による音楽や演劇等の発表並びに障がい者の製作した物品の展示・販売を行うことにより、障がい者の社会参加の促進を図るとともに一般の県民との交流を深めます。

- 実施主体

茨城県障害福祉課

茨城県障害者スポーツ・文化協会

- お問い合わせ

古河市役所 障がい福祉課(古河市総和福祉センター「健康の駅」内)

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594



14. 各 種 訓 練 ・ 教 室

茨城県障害者ITサポートセンター

● 内容

茨城県障害者 IT サポートセンターでは、茨城県内の障がい者の皆様に向けたパソコンに関するサポートを行っております。

❖ITに関する利用相談

- 障がい特性に応じた入力装置、支援ソフト等の導入支援
- 使用時のトラブル解決方法等についての相談 ・IT体験

❖ボランティアの派遣

移動が困難な障がい者が在宅でサポートを受けられるよう、ボランティア養成講習会の修了者が障がい者の家庭を 2 人 1 組で訪問し、操作方法等についてサポートを行います。

● 実施主体・お問合せ

茨城県障害者ITサポートセンター

〒309-1703 笠間市鯉淵 6550

TEL 0296-70-5733 FAX 0296-70-5733

受付時間 午前9時～午後 5 時(土曜日・日曜日・祝祭日・お盆・年末年始を除く)

中途失明者緊急生活訓練

● 内容

社会参加の促進を図るための歩行訓練、点字指導を行います。

● 対象者

中途失明者

● 実施主体・お問合せ

県視覚障害者協会(県立視覚障害者福祉センター内)

〒310-0055 水戸市袴塚 1-4-64

TEL 029-221-0098 FAX 029-221-0234

山の集い・^{ぎんりん}銀輪の集い

- 内容

大自然の中で機能回復訓練をかねて一日を過ごし、相互の友愛を深めます。

- 対象者

18 歳以上の肢体不自由者（山の集い）

車いす使用者及び肢体不自由者で歩行困難な方（銀輪の集い）

- 実施主体・お問合せ

茨城県身体障害者福祉協議会

〒310-0851 水戸市千波町 1918 県総合福祉会館内 TEL 029-243-7010

身体障がい者の結婚に関する相談

- 内容

身体障がい者の結婚について専任の相談員が相談に応じます。

- 対象者

未婚の身体障がい者

- 実施主体・お問合せ

身体障害者結婚相談所

〒310-0851 水戸市千波町 1918

県総合福祉会館内 TEL 029-243-7010



15. 参 考 資 料

障がい者シンボルマークのご案内

身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識(障がい者マーク)で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行なった運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。このマークの表示については、努力義務となっています。

聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示が義務づけられています。やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行なった運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。

耳マーク



聴覚障がいの人であることを表す国内で使用されているマークです。聴覚障がいの方は見た目では分からないために、誤解をされたり、不利益になったりするなど、社会生活のうえで不安は少なくありません。預金通帳、診察券などにこのマークが貼付されているなど、マークの呈示をされた場合は、相手が聞こえないことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮する必要があります。

障がい者のための国際シンボルマーク



国際リハビリテーション協会によって障がい者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。問合せ先は「財団法人日本障害者リハビリテーション協会」です。(注)個人の車に表示することは、シンボルマーク本来の趣旨とは異なり、障がいのある人が乗車していることを周囲に知らせる程度のものになります。道路交通法上の規制を免除されるなどの法的効力はありません。

オストメイトマーク



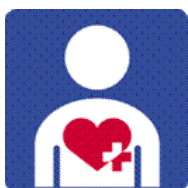
人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

身体障害者補助犬(ほじょ犬)啓発マーク



身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークをみかけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

ハート・プラスマーク



内部障がい(心臓、腎臓、呼吸機能、膀胱、直腸、小腸、免疫機能)は外見からは分かりにくいいため、電車などの優先席や障がい者用の駐車スペースを使用するときなどに、様々な誤解を受けたり、必要な手助けを受けられなかったりします。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮する必要があります。問い合わせ先は、「ハート・プラスの会」です。

盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮する必要があります。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。ヘルプマークを身に付けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



令和6年度版
障がい児・者ガイドブック

発行年月日
発行

令和6年7月
古河市役所 障がい福祉課
〒306-0221

古河市駒羽根 1501 古河市総和福祉センター
「健康の駅」

TEL 0280-92-4919

FAX 0280-92-5594

shogai.fukushi@city.ibaraki-koga.lg.jp

